

第三十一回 参議院商工委員会會議録第二十五号

(三二)

昭和三十四年四月一日(水曜日)午前十一時五十九分開会

委員の異動

本日委員岸良一君、小澤久太郎君及び藤田進君辞任につき、その補欠として奥むめお君、高野一夫君及び松澤兼人君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 田畑 金光君
理事 上原 正吉君
小橋 治和君
島 清君

委員

鈴木 万平君
高野 一夫君
高橋進太郎君
高橋 衛君
堀本 宜實君
阿貝根 登君
阿部 竹松君
海野 三朗君
栗山 良夫君
松澤 兼人君
奥むめお君
豊田 雅孝君

衆議院議員

小平 久雄君
通商産業大臣 高崎達之助君
政府委員 通商産業 中川 俊思君
政務次官 通商産業省 小出 榮一君
重工業局長

通商産業省 今井 善衛君
繊維局長 通商産業省 堀詰 誠明君
石炭局長 中小企業庁長官 岩武 照彦君
事務局側 常任委員 小田橋貞壽君
会専門員

本日の会議に付した案件

○石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案(阿貝根登君外八名発議)

○軽機械の輸出の振興に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○繊維工業設備臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○小売商業特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(田畑金光君) これより商工委員会を開会いたします。

委員変更について、御報告いたします。

本日、岸良一君、小澤久太郎君が辞任され、奥むめお君、高野一夫君が選任されました。

○委員長(田畑金光君) 次に、ただいまお手元に配付いたしております通商産業省、農林水産省より委員長あてに、小売商業特別措置法案について申し入れがなされておりますので、御報告いたします。

○委員長(田畑金光君) 次に、本日は午前中、石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案について、提案

理由の説明を聞き、午後一時より軽機械の輸出の振興に関する法律案、繊維工業設備臨時措置法の一部を改正する法律案、小売商業特別措置法案について審査を行います。

○委員長(田畑金光君) 石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案(阿貝根登君外八名発議)を議題といたします。

これより提案理由の説明を聴取いたします。阿貝根登君。

○阿貝根登君 ただいまから石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案の提案の理由及び要旨を御説明いたします。

現在、石炭業界は千百万トンに上る未曾有の過剰貯炭を擁して、これが解消に種々手を尽しておりますことは周知のところであり、ところで、石炭

鉱業は、他の基幹産業と比較して、景気の変動に対しきわめて弾力性が乏しいといふきわめて不利な特性を持っております。石炭鉱業が地下を掘るという原始産業としての性格、それはまた、同時に機械に頼る部分に比較して労働者に依存する分野の相当大であること等が、これを裏付けていると思われ、すなわち、現在、石炭鉱業のかかえている過剰貯炭のよって来たるところは、石炭鉱業それ自身の中に根ざしているところが大きいのであります。この事実、欧米の各国も同様の状態に苦慮している点に徴しても、まさにそうであると思われ、

他方、石炭は、我が国産のエネルギー源として、将来におけるエネルギー対策上、きわめて重要な一翼をになうべく期待をかけられておるのみならず、石炭鉱業が、労働に依存する部分が比較的大きいのでありまして、このようにエネルギー政策、労働政策という観点からも、石炭鉱業の安定をはかることが緊要事であると考えます。

右に述べた事情にかんがみ、ここに、この法案を提出する次第であります。その眼目は、当面の異常貯炭による苦境を幾分とも解消し、需給の調整、価格の安定をはかるため、石炭鉱業整備事業団をして貯炭の買い取り等を行わせ、かつ、これが資金面の措置として、資金運用部資金から融資することにあります。以下その要点を述べます。

第一に石炭鉱業整備事業団——以下「事業団」と略称します——に、新たに、通産大臣の指示に従って、貯炭の買い取り、保管及び売り渡しの業務を行わせることといたしました。通産大臣の指示は、石炭鉱業審議会の意見を聞いて行い、その内容は、買い取り又は売り渡しの時期、石炭の数量、価格等を定めることとしました。

第二に石炭の買い取りに要する資金は、本来鉱業権者または租鉱権者の負担においてまかなうべきであります。が、一時に多額を準備することは不可能でありますから、資金運用部資金から九十億円を限度として低利の融資を受けることとし、その償還は、本改正

法施行の日から、昭和四十二年三月末までの間納付金を徴収することにより行うことといたしました。

第三に事業団のなす買い取りは、前述のように通産大臣の指示に基いて行うのでありますが、当該指示は、現行法で定められております生産数量の制限に関する指示が先行、少くとも並行すべきことを要件としました。もし、買い取りの指示がなされても、一方において生産が無制限に行われるときは、買い取りによって達しようとする意図が、ほとんど無意味になると認められたらであります。

その他、事業団は、石炭のガス化の研究促進に関する業務を行い得ること、事業団の石炭買い取り等の業務については、区分経理すべきこと等を規定しました。

何とぞ慎重御審議の上、御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(田畑金光君) 本案に対する質疑は、後日に譲ります。

暫時、休憩いたします。

午後零時五十分休憩

午後一時四十二分開会

○委員長(田畑金光君) これより、委員会を再開いたします。

委員変更について、御報告いたします。本日、藤田進君が辞任され、松澤兼人君が選任されました。

○委員長(田畑金光君) 軽機械の輸出の振興に関する法律案を議題といたします。

前日に引き続き、質疑を行います。

○島清君 昨日、輸出振興事業協会のことについてお尋ねをしましたが、引き続きその点について、お尋ねをしたいのですが、業者の諸君は、事業協会ができませんという、品質改善を要求される場合、品質改善の前提をなしますものは、施設の改善と、こういうふうになるわけですが、そこで施設の改善をなす場合に、資金の余裕があるかどうかという点、この疑問に對しましては、輸出振興事業協会を通じて、何か融資のあつせんが容易にできるように、こういうような考え方をもち、その期待を持っておるようですが、何かこの振興事業協会が設立されることによつて、そういう設備の改善資金とか、こういうものが、構想の中にあるわけですか。

○政府委員(小出榮一君) 今回の法律におきまして設備の改善という点につきましては、輸出振興事業協会の運営と申しますよりは、むしろ登録制度の運用という点におきまして、登録基準というものを設けるわけでございます。その登録基準が、一つには品質の向上というものを一方においては、重要な目的にいたしておられます。しかし、業界の実情にみましても、一挙に、非常に高い基準を設けるといふことは困難でございますので、漸進的に基準の向上をはかる。その場合に、その品質の向上のためには、ある程度設備の合理化あるいは改善という必要も起ってくる場合が出て参ります。

その場合において、この輸出振興事業協会を通じて、これに対して何らかの助成措置をするかどうかという意味の御質疑でございますが、設備の改善

につきましても、もちろん、これに對しましては、業界が全般的に中小企業、あるいは零細企業でございますので、そういった中小零細企業に對します政府の金融機関を通じて、できるだけ融資のあつせんを直接政府において行なつていくということが考えられます。

それから御承知のように、現在、双眼鏡等におきましては、この業界内部において、開放研究所を設置しております。従いまして、この開放研究所の運営利用ということにつきましても、この振興事業協会等と十分連係をとりまして、そういう開放研究所の活用というふうな面につきまして助成をいたしていきたい、その面につきましても、振興事業協会の徴します負担金というふうなもの、運営によつて、これらの開放研究所の活用ということも、当然この協会において行います。また、具体的には、それぞれの設備の融資のあつせんにつきましても、協会が自身がいかに見るといふ考

えに立つております。

○島清君 そうしますと、この事業協会の設立によつて、直接的には資金のあつせんとかいうことは目的とするのではなくして、また、できるというお答えでもなくして、資金の面では、一般中小企業ないしは零細企業のワケ内において考えていく以外にないが、しかしながら協会としてのなにがしかの役に立つであらう——役に立ちたいという程度の御答弁のようですが、直接的に、資金のあつせんとか何とかということができるというなら、具体的に、できる根拠を一つ、お示しをいた

○政府委員(小出榮一君) お話の通り輸出振興事業協会自体の事業の目的は、輸出振興を主として、海外に對する調査宣伝活動、マーケティングの開拓というところに主眼がございまして、直接に、この協会自身が、こういう融資のあつせん、こういう事業を直接の目的にいたしてないことは、お話の通りでございます。

ただ、従いまして、既存のメーカーの団体でありますれば、工業組合あるいは輸出組合というふうなそれぞれの既存の団体を通じて、これに對する経済面の援助というふうな助成措置は行へると思ひますが、しかし振興事業協会は、やはり業界全体の共同の負担によつてできております組織でございますので、この協会自体のやはり付帯的な業務といたしまして、そういうことを行うことができる、また、そういうふうにもつていきたい、こういう趣旨でございまして、確かに、御指摘の通り協会の主たる事業の直接の目的の中には入っていない、しかし、この輸出振興という業務は、当然その反面において、品質の向上ということが一つの大きな要素でございます。その品質の向上をはかつていくための業務の一環といたしましては、そういった設備の改善という面につきましても、協会の事業として行うことができるのであります。また、行うというふうな予定に考へております。

○島清君 協会の方で、あれですか、設備の改善に要する所要資金のあつせんとされる、そういう手当をされるというふうになりますと、どういったような根拠に基いて、そういう事業がやれるのですか。

○政府委員(小出榮一君) 具体的に申しますと、この協会の業務に關しまして、第四十六条に、業務の範囲という規定がございまして、その中の第三号に「軽機械の品質の改善に關する調査、試験研究及び指導を行うこと」、こういう事業が、協会の事業として書いてございまして。

従いまして、先ほど申し上げましたように、開放研究所というふうなものの運営は、この品質改善のための調査なり、試験研究なり、指導という面に該當するわけでございます。従つて、協会の業務の一環といたしまして、この品質改善に關する業務の一環として、そういうふうなことを行う根拠がある、かように考えます。

○島清君 ちよつと、私の根本的な考え方を整理する意味におきましてお尋ねをするのですが、この事業協会というものは、運営の資金を業者に負担金を課することができ、そして、その業者の負担金によつて、この事業協会というものが運営をされる、そして、その行は、直接的に品質の向上であるとか、あるいは調査をするとか、試験をするとか、そういうものに使われるというふうには私は理解をして居るのですが、しかし、設備改善の資金に、一般から負担をかけて、さらに設備資金の方に使われるのだ、手当をするのだというふうなことは、私、根本的にこれを理解してないのですが、しかし、今せっかくなので御答弁がございしても、そういう根拠にないと思ふのです。

資金の手当をするというならば、國の何か資金のうちから、どういった名目

かで出すとかでなく、いかぬと思ふのです。これからは、私は出てこないと思ふのです。それは、品質を改善するための調査であるとか、あるいは品質を改善するための、あるいはここに基本的な、サンプル的な設備の基準というものは作られるにしても、そのサンプルに基いて直接的に、それでは業者の方に、その改善をさせるために資金の手当をするというものは、これからは出てこないような気がするのです。これは、私の認識の不足でしょうか。

○政府委員(小出榮一君) ただいま、お答え申し上げましたのは、この協会の業務の範囲といたしましては品質向上に關する調査研究、あるいは指導というものが、協会の業務の一つの重要なポイントになつております。そこに、まあ根拠があるというのを申し上げたわけでございますが、そこで、具体的に、設備を改善いたします。個々の企業者が、改善をいたします。場合におきましては、これはむしろ金融機関を通じては、これはむしろ金融機関を、特に中小企業の専門的な金融機関を通じての融資のあつせん、こういう形にならうかと思ひます。

従いまして、この法律の付則におきましても、付則の十七条等におきまして、中小企業金融公庫法の改正をいたしまして、この協会が行います。そういった品質向上のための、いろいろの所要資金というものの確保をはかりますために、そういう中小企業金融公庫あるいは商工中金というふうな既存の金融機関から、長期資金なり、あるいは短期資金の確保をはかる道を開く

と、こういうふうな措置をとつておる

わけでございます。負担金は、お話の通り主としてこの振興事業協会の海外に対する調査活動というような問題のために徴収されるものでございます。

今の、具体的な設備の改善等に関しまする資金的な面は、むしろそういうこと金創措置の融資のあつせんということによつてまかなつていきたい、かように考えております。

○島清君　今あなたは、関係法律を改正したようなことを言っておられるのですが、そうすると、私は寡聞にして、それを見ておりませんが、あつせん

ですと、これは責任がないようにである
 ようで、そうして、あるようで、実際
 ないのでから——あつせんというも
 のは。ですから、これは倫理的な行為
 の範囲であつて、法律的な行為の範囲
 じゃないですね。

ですから、あつせんは、この協会であらうと何の協会であらうと、人間であらうと法人であらうと、やれるわけですから、これは、大いにやつていいと思ひのですが、法律的な行爲として、これがその設備改善を要求されるその前提をなします資金の手当というものができるかできないかという私の質問なんです。そうして今は、何かどこかの金融機関の法律の改正がなされておる、これに融資あつせんのを道を開くために、何か法律の改正がなされておるといふことでしたね、それは何の法律の何条をどういふふうに改正したのであつたのですか。

○政府委員(小出榮一君) この法律案の付則の第十七条におきまして、中小企業金融公庫法の一部の改正をいたしております。これは結局、中小企業金融公庫から、この中小企業を母体とい

たしておりますこの協会の、そういう
た事業に対しまする所要資金を中小企
業金融公庫からも資金の借り入れがで
きるという道を開くという意味の改正
措置をいたしてあるわけでございます。

従ひまして、この法律案が成立いたしますれば、この法律の付則の条文に基きまして、中小企業金融公庫の融資の対象の中に、この協会が新たにつけ加えられることになりますので、それらを通じて、そういった設備の改善のための資金があつていける、という趣旨でございます。

○島清君 わかりました。過去の完了
じやなくて、未来の形ですね。

それならよくわかるのですが、それから、あれですか、そういう場合の……、これは組合であつてないよう
で、その主体性が非常にぼけておるの
ですが、この協会は、そういう場合
の最終的な責任は、だれが負うわけ
ですか。組合の場合は、最終的な責任者
は——当面の責任者は、その会の役員
でありますけれども、最終的な責任は、
個々の会員が負うわけですね。これ
は、非常に主体性がぼけておるのだす
ね。最終的な責任を個々の会員が負うと
いう形にはならないと思うのですが、
最終的な責任は、だれが負いますか。
その場合に。

○政府委員(小出榮一君) この輸出振興事業協会は、法人組織でございます。が、御指摘の通り、組合というようないわゆる団体ではございませんで、そのメンバーは、もちろん業界をあげてこのメンバーになるわけでございますけれども、しかし法人といたしましては、やはり独立の一つの別個の法人でございます。

従いまして、この法人の今お話の最終の責任者と申しまするか、これは、やはりその法人の代表者が最終責任を負う、こういう解釈になつております。

○島清君　そうしますと、私は、その国家の金融機関の面からも、かなりやはり疑義が生ずると思うのですが、使います当面の資金の需要者というものは、個々のメーカーである。しかしそれが一つの団体があつてあつせんをする。しかしながら、あつせんしたものが、最終的には——一つの人格体があつて、その人格体が責任を負うという事です。かりに、しかも、その団体というものは、個々のまた組合員の負担額によつて、それが運営される。そうすると、ここに何と言いますか、民間的に言いますとトンネル会社だ、な、資金をあつせんして、プロカー的に流して、手数料をとるかどうか知りませんが、手数料じゃないにしても、それが、すなわち負担金というものが、手数料の形になるわけです。

しかも、品質改善と云うて、非常にまあ設備がよくなつて、事業経営も拡充していけばいいのですが、必ずしもそれは、一から十までの経理面を見てゐるわけではないから、その企業が非常に名実ともに健全なものであるとは言えないと思うのですね。それは、金を借りる以上は、あるいはまた貸し倒れもあると思うのですね。

か。

○政府委員(小出第二君) この振興事業協会自身が、中小企業金融公庫その他の等から融資を受けるという場合と、それから個々の具体的な各企業が設備

の改善等のために、特定の金融機関から融資を受けるのと、まあ二つの面が考えられると思いますが、その間におきまして、先ほど、この協会が企業の品質向上のための事業の一環といったし

まして、そういった融資面についてもあつせんをし、あるいは指導をするというのを申し上げたわけでございいます。が、まず、この協会自身が、いろいろな協会自身の行いによる事業につきまして、既存の各種の金融機関から融資を受けるという場合におきましては、これはあくまでも借り手は、協会ということになるわけでございします。ので、最終的に協会が責任を持つと、こういうことになろうと思ひます。

それから、個々の事業者に対しては、個々の企業が、設備の改善等のために、それぞれの企業に必要な設備資金の融資を受けるという場合におきましては、これはもう当然にその借受人でございます。各企業が金融機関に対して責任を持つと、こういうことになるわけでございます。

ただ、その間におきまして、協会がいろいろな金融機関との間に、あつせん事業を行うということはあり得るわけでございます。しかし、これは別段、協会自身が金を借りて、手数料をとつて、さらにそれを下の各企業に流すと、こゝろいう形ではなくて、直接には、やはり個々の企業が設備改善のために金を借りる、それに対して協会が、いろいろあつせんをする、こゝろいう形になると思います。従つて、これが一つのブローカー的と申しまするか、あるいはトンネル的な形で融資を受けて、さらにこれを転貸すると申しまするか、そゝろいうふうな形になるような性

質のものではないと、かように考えております。

○島清君　どうも、せっかくの御説明ですが、非常にのみ込みませんですね。

と申し上げますのは、かりにまあ、この四十六条の三号をやつていくために、さらに付則を改正をして、中小企業金融公庫法の一部を改正して、その協会自体が、融資を受けるといふようなことについては、それは理解できるのです。

それから、切り離していただきたいのは、その協会が、こういうふうに双眼鏡は設備改善をしなければならぬと、こういう基準に基いて輸出品を作らなければならぬという一つの、まあ、かりに結論を出したとするのですね。ところが、協会が事業を営むわけじゃございませんから、そういうたような基準はこうでなければならぬと。そこで、その基準に照らして、協会の方として、その各個々のメーカーに対しては、その各々の要求をすると思うのですね。そういうことだと思ふのです。

要求をしますと、その基準に即応するような、品質改善を促進するような形の資金の余裕がないと、資金の手当がなければならぬという場合に、業者の諸君は、そういう場合も、協会の方から資金のあつせんが願えるものだと、まあこういうふうに考えておられるような向きが、われわれにはうかがえるのです。うかがえますので、私はそこで、その意味でなら、それはおそらくむずかしいのではないかと、こう考えているのですが、そういう意味で、今御質問申し上げているわけです。

が、むずかしければむずかしいで、それでいいわけなんです。今の業者の諸君が、それはそれら頼みであるというところが、それでわかるわけなんですから、どうなんでしょうね。

○政府委員(小出第一君) お話の前段の方は、この協会自身が、融資の対象として、中小企業金融公庫の融資対象の中に、この協会を加えるという意味において、付則の第十七条において、中小企業金融公庫法の改正をいたしておるわけでありまして。

しかし、これは、お話の通り、協会自身が、自分の事業を行いますに於いての金を借り受けるわけでありまして、その自分の事業の中に、先ほど申し上げましたように、品質向上のためのいろいろな試験研究所を持つて、それを大いに拡充し、それに対して、各企業の方が、その研究所を活用できるようになふに、そういった試験研究機関を拡充することが、これが結局、業界全体のためになるという意味におきまして、協会自身の事業として行うわけでございます。その場合に、協会が融資を受けるという点でございます。

そこで、今問題の第二段の、業界の方で、あるいは振興事業協会が、何か自分である程度低貸資金のようなものを持つて、そこからさらに融資を受けるというふうな解釈がされておるといたしますれば、それはもちろん、そういうことではございません。

結局、各企業の設備の資金というものにつきましても、これは各企業が、それぞれの金融機関から、融資を直接に受ける。ただ、それに対して、いろいろな金融機関との間の事実上の

あつせん、これはまあ、協会もいたしますし、また政府自身もいたすわけでございますが、そういう意味でございます。従つて、協会自身を通じて何かそういった金が流れてくると、こゝういふふうな意味ではございません。

○島清君 そうしますと、やはり、協会が設立されたからというて、別に個々の業者それ自身の金融の面で容易になると、こゝういふ要素はないわけですね。

たとえば、中小企業庁でやつてもよろしいわけであるし、それぞれの係の官庁でも、あつせんくらいはできるわけですから、ですから、それがキャッチ・フレーズにはならぬわけですね。

○政府委員(小出第一君) 直接的には、お話の通り、キャッチ・フレーズにはなりません。

ただ、先ほど来申し上げておりますように、輸出振興事業協会は、輸出振興事業というものが直接の目的でございますので、その一環として品質向上ということが一つの大きな要素であり、その品質向上のためには、個々の企業が設備を改善するということも必要であります。同時に、いろいろな試験、研究、調査というために、そういった共同の試験研究機関として活用していくという開放研究所等の組織があるわけでありまして、それらは協会の手によつて拡充していくということでございます。その辺は、間接にそういうことが行われていく。

わけでありまして、それはそれで、十分、あつせん。今後も努力していくと、こゝういふことであります。

○島清君 そうしますと、この前、何か反対者の人が、これに対して具体的な数項目にわたつて、反対の理由をあげられたわけですね。それに対して、第六という数字を付した「設備」その他の強要は多数の中小企業者に財政負担を加重する。」というふうな反対意見を述べて、さらに賛成者の意見として、これを反駁した文章があるのですね。

それによりまして、と、「登録基準は、当初から著しく高いものを定めることはないと政府は度々言明しております。業界としても、それを要望することにしてはいるので、それ程の負担にはならない。必要な場合、政府金融機関から、長期の融資を受けることができないので全く不安はない。」こゝういふことを言つておるわけですね。そうするとこの政府金融機関から長期の融資も受けることができるので全く不安はないというところは、受けようと思えば、いつでもできるわけであつて、それが必ずしも直接的に事業協会ができたから、政府金融機関から長期融資を受けられるということにはならないわけなんですね。

○政府委員(小出第一君) この問題は、事業協会と直接関連した意見の書き方には、私はなつていないように了解いたします。

従つて、登録制度というものの運営によつて出てくるそういった設備的な面で、かりに基準に達しない、従つて基準に合せて、どうしても事業をやするために設備を改善しなければなら

ないという結果が出て参りました場合には、従来通りの各種の金融措置によつて、政府金融機関からの長期の融資を受けるのであるから、それによつて設備の改善を、全く不安はないというところは、少々言い過ぎかと思ひますけれども、相当に、これは改善が財政負担をかけないでもできる、こゝういふ意味でありまして、従つてお話の通り事業協会があるから、これによつて全くこゝういふ財政負担は加重されないというふうには、この意見も、こゝういふふうには書いてないんじゃないか、かように考えております。

○島清君 品質向上を前提として、その基準を漸次高めていきたいというのは、通産当局の考え方ですね。そしてその通産当局の考え方を体して、実際の業務的な各般の指導とめんどうを見ていきたいというのが事業協会ですね。

ですから基準の向上というのを求められた場合ですね、業者の直ちに考えることは、基準を高めたければ登録を取り消される。そして基準を高めるのには、それぞれの資金の手当をしなければならぬ。そしてその資金手当をどうするんだ、今の中小企業では、零細企業では、それぞれの金融機関はあるけれども、それぞれの金融機関にいたつたのでは、せつなく求めておられるところの基準に即応するように改善をしようとしても、にわか金も貸してくれないんじゃないか、こゝういふ不安があるわけですね。

で、こゝういふ不安に対して、まほろしのごとくに――事業協会があれば、何か金が出てくるように、まほろしのごとくに彼らに幻想を与えているわけ

です。ですから私は、これは幻想にしか過ぎないということです。そこで私は聞きたいのは、こゝういふたような基準を求めるときに、当然この資金の問題が起つてくる。これに対しては事業協会は、私はできないと思うが、そこで、その次の質問は、これに対して、政府はどうやつて、資金手当をして、そして基準を高めていき、業者に対して資金的不安がないように、そして輸出振興をはかつていくかというところが、これから先の私の質問の命題になるわけなんです。

○政府委員(小出第一君) 振興事業協会ができることによりまして、将来起るであろうその登録基準を高めるというところによつて、いろいろ設備資金なり、あるいは場合によつては、転産業の問題も出てくるかと思ひますが、こゝういふような場合の資金手当は、単に事業協会があれば、それで大體あつせん。できるんだという、いわば過大な期待を与えておるのではないかと、こゝういふ趣旨のお尋ねであらうかと思ひますが、事業協会と、融資のあつせんの問題につきましては、先ほど来、お答えしているようなことでありまして、政府といたしましては、既存の各種の組合制度あるいは政府自身の直接のあつせんというふうなことにによりまして、できるだけそういった資金のあつせんを行つて、また事業協会自身も、もちろんこれに對しましては、十分業界の指導なり、あつせんを努力することにおきまして、これは全然、この事業協会の存在というものは、その面において働きをしないということではないと思ひます。

○政府委員(小出第一君) 振興事業協会ができることによりまして、将来起るであろうその登録基準を高めるというところによつて、いろいろ設備資金なり、あるいは場合によつては、転産業の問題も出てくるかと思ひますが、こゝういふような場合の資金手当は、単に事業協会があれば、それで大體あつせん。できるんだという、いわば過大な期待を与えておるのではないかと、こゝういふ趣旨のお尋ねであらうかと思ひますが、事業協会と、融資のあつせんの問題につきましては、先ほど来、お答えしているようなことでありまして、政府といたしましては、既存の各種の組合制度あるいは政府自身の直接のあつせんというふうなことにによりまして、できるだけそういった資金のあつせんを行つて、また事業協会自身も、もちろんこれに對しましては、十分業界の指導なり、あつせんを努力することにおきまして、これは全然、この事業協会の存在というものは、その面において働きをしないということではないと思ひます。

○政府委員(小出第一君) 振興事業協会ができることによりまして、将来起るであろうその登録基準を高めるというところによつて、いろいろ設備資金なり、あるいは場合によつては、転産業の問題も出てくるかと思ひますが、こゝういふような場合の資金手当は、単に事業協会があれば、それで大體あつせん。できるんだという、いわば過大な期待を与えておるのではないかと、こゝういふ趣旨のお尋ねであらうかと思ひますが、事業協会と、融資のあつせんの問題につきましては、先ほど来、お答えしているようなことでありまして、政府といたしましては、既存の各種の組合制度あるいは政府自身の直接のあつせんというふうなことにによりまして、できるだけそういった資金のあつせんを行つて、また事業協会自身も、もちろんこれに對しましては、十分業界の指導なり、あつせんを努力することにおきまして、これは全然、この事業協会の存在というものは、その面において働きをしないということではないと思ひます。

○政府委員(小出第一君) 振興事業協会ができることによりまして、将来起るであろうその登録基準を高めるというところによつて、いろいろ設備資金なり、あるいは場合によつては、転産業の問題も出てくるかと思ひますが、こゝういふような場合の資金手当は、単に事業協会があれば、それで大體あつせん。できるんだという、いわば過大な期待を与えておるのではないかと、こゝういふ趣旨のお尋ねであらうかと思ひますが、事業協会と、融資のあつせんの問題につきましては、先ほど来、お答えしているようなことでありまして、政府といたしましては、既存の各種の組合制度あるいは政府自身の直接のあつせんというふうなことにによりまして、できるだけそういった資金のあつせんを行つて、また事業協会自身も、もちろんこれに對しましては、十分業界の指導なり、あつせんを努力することにおきまして、これは全然、この事業協会の存在というものは、その面において働きをしないということではないと思ひます。

○政府委員(小出第一君) 振興事業協会ができることによりまして、将来起るであろうその登録基準を高めるというところによつて、いろいろ設備資金なり、あるいは場合によつては、転産業の問題も出てくるかと思ひますが、こゝういふような場合の資金手当は、単に事業協会があれば、それで大體あつせん。できるんだという、いわば過大な期待を与えておるのではないかと、こゝういふ趣旨のお尋ねであらうかと思ひますが、事業協会と、融資のあつせんの問題につきましては、先ほど来、お答えしているようなことでありまして、政府といたしましては、既存の各種の組合制度あるいは政府自身の直接のあつせんというふうなことにによりまして、できるだけそういった資金のあつせんを行つて、また事業協会自身も、もちろんこれに對しましては、十分業界の指導なり、あつせんを努力することにおきまして、これは全然、この事業協会の存在というものは、その面において働きをしないということではないと思ひます。

しかし今お話のように具体的に、それでは登録制度というものを、どういふふうに通管していくか、その結果として出てくる設備の改善なり、あるいは企業の整備というふうなものを、どういふふうに通管するかというところでございますが、この点につきましても、まず第一段階といたしまして、登録基準を、どういふふうな程度において、いかなる形において設定をするかという問題が、まず基本的に一番大きな問題でございます。その点につきましても、これは従来から、いろいろ衆議院におきましても、御説明申し上げましたわけでございますが、この登録制度は、最初この法律が成立いたしました際におきまして、登録基準というものを確定し、これを公表して通管をしなきゃならぬわけでございますが、しかしそれには、相当の準備期間をおくということをまず考えております。と同時に、最初登録制度を実施いたします当初におきましては、できるだけ業界の、現在の業界の企業の実情というものを十分に調査をいたしまして、その実態に對しまして、急激な変更を加えることのないような、できるだけ現状に即した線から出発をしていく、こういふふうな面を通管をしていきたい、かように考えております。

もちろんその登録の基準を作るにつきましては、われわれ役人だけで、これをきめるわけではございません。それぞれ関係の業界の専門家等の十分意見を尊重いたしまして、具体的に検討を加えた上で慎重に決定をする、かように考えております。

て、直ちにいろいろな影響が出てくるというふうなことはならない、かように私どもは期待をしておるわけでありませう。

しかし、この登録制度の目的の主たるねらいの一つが、品質の向上ということでございまして、いつまでも最低の基準だけを甘んじておるといふことでは、将来における国際競争の面におきまして、品質の向上をはかつていくということにはならないわけでございます。従つてやはり、だんだんと経験を積み、協会の態勢も整うに従いまして、登録基準を高めていくという方向に向つていかなければならぬと思ひます。

そこで、かりにそういった基準を高めるような際におきまして、基準に適合しないというふうな企業が出て参りました場合、あるいは設備が出て参りました場合には、それらに対する設備資金のあつせん、あるいは場合によりましては、企業の系列化というふうな問題も起ろうかと思ひます。それらについては、具体的にその場合の実情に即しまして、既存の金融機関を、各種の金融機関の制度を活用いたしまして、政府が業界と一体となりまして、具体的にあつせんをしていく、こういふことでございませう。

十分運用上、考えていくつもりであります。

○島清君 私、今、登録基準の問題については、品質向上の問題について、あとでお尋ねをしたいと思います。たんですが、ここで私は、非常に通産当局の方で重要な、われわれとしてはおろそかにできない考えを持つておられるということがはつきりしたわけですが、その一つは、転産業のことでも起り得るかもしれないということ、それから系列化の促進という形になるのかもしれないということですね。これはおそろく、そういう結果になるのではないかと、こう思ふのです。このことについては、私たちが中小企業の問題を本委員会に取り上げて議論をいたします場合には、中小企業、なにかすく零細企業の諸君については、税制の面についても、金融の面についても、国家の暖かい保護的施策の下に、これが競争力をつけて、競争にたえていくように設備の指導をしていかなければならぬ、こういふような方針の下に、私たちは零細企業については臨んでおると思ふのです。

そこで、しかしながらこの法律のよつてたらすことによつて、あるいは必然的に転産業が起るのかもしれない。また大企業の下に系列化というものが促進されるのかもしれないということになります。本委員会でも零細企業に競争力をつけて、これを厚く保護していかなければならぬという、われわれの考え方と根本的に相違すると思ふのです。それは御承知かと思ひますけれども、団体が制定をされました場合でも、こういふたような法の効果として、結論的には弱いものが負けていくのではないかと、こういふような考え方等がありまして、零細企業については、特別に減税処置を講じなければならぬという法律まで制定されたのです。零細企業に対しては減税処置を講じなければならぬという、団体法が成立して入られられて、団体法の制定を願ひますという、これは、業者が非常に渴望いたしまして、われわれが、少くとも疑問的な発言でもしよものなら、あいつは反対しているのだと云うて、業者の諸君が怒るぐらいに、あの法律の制定に皆さんが情熱を示して参りました。それが一貫して流れて参りましたが、やはり中小企業には、もつと暖かい施策の保護を差し伸べなければならぬという精神で貫かれていくわけですね。

この法律が制定されることによつて系列化が促進をされ、転産業が起るだらうというところは、これは、まあ小出さんは重工局です。零細企業な人というところについては所管上扱つておられないので、そういうような発言をされたと思ふのですが、私は非常にこれは、本委員会としては重大な発言だと思ふのです。もしこれがそういう結果を政府が、今から予測しておるとするならば、私たちは、この法案に對しては、今までは形の変わった立場で検討しなければならぬと思ふのです。

そういう意味において大臣はどのようにお考えでしやうか。

○國務大臣(高橋蔵之助君) ただいま、お説がありましたが、私は、これはまだ局長の答弁は、そういう場合も

あるだらう、系列化、合同化という場合もあるだらう、こういふことを想像して言つたわけでございますが、いやしくも輸出振興事業協会としてのイデオロギーと申しまして、根本の方針をいたしましては、零細企業は、零細企業として立つていくかどうかというところが、やはり根本の問題でありませうから、そういうふうな方針で、やはり政府は指導していくべきものだ、こう存じておるわけでございます。

しかし同じ零細企業でも、たとえば一つの機械を作るといふと、非常に安く上つていゝものができる、ところが零細企業だけでは、これは一軒だけではできないという場合には、二人の人が寄つて、あるいは三人の人が寄つて、その一台の機械を設備するというふうなこともあり得るだらうと思ふのです。

そういう場合は、当然零細企業自身が立つていく道として、その方針をとるべきだと存じますが、しかし政府の方針をいたしましては、零細企業は零細企業として立つていくような方針をとつていくということが、やはり根本の考え方ではないかと思ふので存じます。

○島清君 そこで私は、あの法案の質問の冒頭から疑問に思つておりますことは、なぜ団体法に参議しないのだ、なぜ団体法で欠けたところを補つて、それでやつていくようにしないのか。

団体法によりますという、事業の共同化ができるのです、今大臣がおつしやつたように、たとえは基準がきつて要求されたときに、個々の業者が設備ができない場合、共同して、共同行

為ができるわけですね。法律に基いてできるわけなんです。ところが、この法律からは、そういう答弁は出てこないのです。この法律からは、なるほどそれは、小出さんがおっしゃる通りに、この法律によつては、あるいはその基準の向上にたえ切れないものは、転廃業する以外にはないのではないのか、そういうことがこの法律から出てくるのは当然だと思ふ。本音だと思ふ。そこで団体法によると、大臣が今おっしゃっているように、共同行為ができるのです。事業の共同化も、すべてのことができるのです。私は団体法をもつと活用すべきじゃないか、こういうことを申し上げたのですが、その点、この法律からは、なるほどそれは小出さんが説明される通り、転廃業も余儀なくされると思うのですが、もし生きていこうとするならば、やはり大企業のもとに系列化していく以外はない、こう思うのです。しかしながらこの法律だけについて考えると、そういうことなのですが、それでよろしいのか。

また今大臣のおっしゃったようであれば、これは団体法の精神なのです。大臣のおっしゃることが団体法の精神であるとするならば、もつと団体法によつてこれを押し進めるべきである。この法律案は要らないということになります。

今大臣は、大臣らしい非常に政治的な答弁なのですが、それをそのまま、われわれが肯定するということになります。団体法の方が、よりよく大臣のお考えが生きてくるのではないか、こういうことなのです。非常に大臣は、上手に政治的に御答弁になつたわけ

ですが、その上手さを受けとめるだけの団体法というのがあるということなのです。この法律では共同行為は禁止しておりませんが、直接的にはできない。ところが団体法では大臣が御答弁になつたようなことが、ちゃんとできるよになつていく。

大臣の答弁のようであれば、団体法に委譲すべきである、それを活用すべきです。どちらかなのです。その点、小出さんからでも、大臣からでもよろしいですが、お答え願います。

○政府委員小出榮一君 ただいまの御質問にお答えいたします前に、先ほど私の答へ申し上げました点が、非常に言葉が足りませんで不十分でございましたが、私が今申し上げました意味は登録制度というものの目的は品質の向上ということが一つのねらい。それからもう一つは、これは当然のことでございますが、やはり業界の安定ということが、やはり一つのねらいでございます。

従いまし場合によつて、非常に過当競争が激しくなつた場合、登録を停止するというようなことは、それはむしろ業界の安定ということのために、中小企業者の擁護という形において考へられているわけです。そこで品質の向上をはかりましたために、その面から登録基準を運営して参ります場合におきましては、あるいはその基準に合致しないものが、皆無であるとは考えられませんが、その場合におきましては、基準に合致しない企業をどうするかというのを考えますというところ、あるいは自発的に転廃業する、これを強制する考えを持つておるのではございせん。

それから企業の系列化という言葉も、非常にあいまいでございします。たとへば企業合同をした、先ほど大臣がおっしゃいましたように、二つ、三つの企業が、一緒になつてやりたい。そうすると基準に合致するところ、場合もあるかと思ひます。しかし、これも業界の要望に基きまして、そういうふうにしたというところがあり、そういうふうにしたという指導をしていきたいという気持ちでございまして、当初から、そういう企業合同を促進したり、あるいは転廃業を促進するという目的をもつて運営するという気持は毛頭ないわけでありました。

そこで、具体的に今団体法との関連についてお話がございましたが、私自身は、今お話の通り重工業局という名前になつておりますけれども、軽機は、これは大体、中小企業でございまして、私のやつております行政の中の非常に大きな部分は、中小企業行政であるというふうに、私自身も考えておるつもりでございまして、従つてこの輸出振興事業協会の運営等につきましまして、これはやはり一面においては、輸出振興の行政であり、他の面においては、むしろこれは中小企業行政である、こういうふうな私自身は、認識を持つて運営をして参るつもりでございします。

そこで、その場合におきまして、団体法との関係でございします。団体法によりまする既存の工業組合なり、あるいは輸出組合というものは、やはり従来通り残るわけではございまして、それらの組合の調整活動なり、あるいは今お話の通り共同事業、共同経済事業、こういうものもできることになつておるのであります。しかし、なぜその共同経済事業を活用しないか、それとして、ここに新たに輸出振興事業協会という別個の法人を作るのは、なぜかという点につきましては、衆議院におきまして、いろいろ御意見を承らわつた点でございします。私も、お話を承りました。これは、この輸出振興事業といたしましては、この輸出振興事業の背後にありまする現在の輸出の実態を見ますと、集眉の急に迫られた問題といたしまして、早く海外に対するマーケティング、あるいは調査活動、宣伝活動というものを、今この際において手を打つて参りませんといふと、非常に将来において立ちおくれになるおそれがあるというふうな事態もございします。それから業界の内閣におきまして、工業組合というものは、これはメーカーだけの団体であり、輸出組合は、商社だけの団体である。その間において、いろいろ利害の対立もございします。それらの調整の問題もございします。ことに輸出振興というふうな事業は、非常に専門的な知識と、そのための調査宣伝活動というものは、非常に特殊な専門分野の仕事に属します。それらの既存の団体であります工業組合、特に中小企業の集まりであります工業組合だけの手で行うというところは、非常に実際問題として困難ではないかというところを考へまして、むしろ個々に別個の組織として、そういう専門的な活動をやる法人を考えたわけでございします。

しかし、ひるがえつて考えますれば、今お話の通り、基本的には、これは中小企業対策でもございします。その意味におきましては、既存の中小企業団体法の活用ということによつてやつていくことが、もちろんそれが、本筋であるということも考えられます。従いまして、衆議院におきましては、そういう意味におきまして、既存の制度の活用ということをはかつていくことが、これが最も望ましい形であるけれども、今の輸出振興事業というものの必要性というところ、そういう実態から考えますれば、時間的な関係もございまして、まず、この法律によつて制度を運用してみ、ここに五年間という、一応の修正が行われまして、期限を切つたわけではございします。その間において、業界の態勢も十分に整へるよう指導し、そして業界が安定し、態勢が整へられた場合におきましては、その際において、この法律を廃止する、こういう実は修正が行われ、また私も、それが適切であるというふうな考えを次第でございします。ただ、そういう意味において御了承いただきたいと思います。

○島清君 私局長が、重工業局が転廃業をはかり、それから系列化の促進を考へて、こういうふうな法案を、その意図によつて策定されたとは考へてはいないのです。ただ結果的に、結果論として、そういうふうになるのではないかと、いうことを申し上げたのであつて、私は結果的には、これはそうなると思ふのです。あとで品質向上の面でも、なぜ私がそういうふうな疑念を持つたかということについて、お尋ねをしますけれども、だから、そういうふうな結果的には、そういう意図があるのです。設備改善の資金については、そつちの方で手当をしようというので、一つのまは

ろしを与えて、そして、なに、国の金融の機関であつせんを願えるのだから、大したことがない、耐え得るのだ、政府がいかに基準の向上をはかつて、それに耐えられるのだというような、一種のまぼろしを持つていて、思ふのです。それを私はこういつたような質疑を通じて、業者が、そういうような過大な期待を持つべきじゃないというようなことを、やはり、はつきりしておかなければ、われわれ立法者としては、親切ではないと思ふのです。その意味においても、私はこの事業協会の問題と関連をして質問の形で取り上げたわけなんです、そこで、私もそう思いますが、業者の諸君も、しばしばお話を聞いてみますという、非常に業者の、業界の意思を離れて運営をされるということ心配をするのです。また本法に、数カ条にわたつて規定されておりますこの協会の性格から判断をいたしました、そういうことがうかがえるのです。私は、あなたたちが、そういうようなことをお作りになつたというその苦しい立場は、別に了解しないわけではないのです。おそれくこれで、もう寸分のすきもない万全な策であるというようなことはおそれく言い切れないと思ふのです。仕方がない、これ、やってみよう、悪いか、悪くいつたつて、もともとじやないか、こういふような、おそれくそういう考えであるというような御答弁は願えないだらうし、説明はなさらないでしようけれども、おそれく腹の中では、そういうようなことを考えながら、やむを得ない、これは、もう今考えられる、今やり得る処置が、これで

あるということだと思ふのです。しかしながら、何としても、やはりこの協会というものは、業界の安定と、それから業界が作り出す商品の輸出の振興、ひいては、これが外貨の獲得、こういうことになるわけですから、やはり何としても、業界の意思が強く反映して運営されるようにならなければ、私は羊頭を掲げて肉を売るというそしりを免れないと思ふのです。もう少し民主的な、業界の意思が反映するような形が望ましかったと思ふのですが、ことさらに、そういうものにとらなかつたという理由は、どこにあるのですか。それをお聞きしますのは、なるほど会社を作つてみた、会社の方が、うまくいかなかつたというところは、それは、いろいろな利害が対立する連中が、一つの会社に入つたから、うまくいかなかつたのだ、これはわかるのです。しかしながら、この協会は、何もの利害が対立するような形で一つのオブラートに包まれるという性格のものではないのですから、これを国家意思によつて、業界を指導していかうという形がとられておるわけですから、それには、もう少し協会の意思が反映して運営される形をとることが望ましかったのではないかと思ふのです。それにについては、ことさらに業界の意思を尊重しないような形で、悪い言葉で表現をする、官僚統制になるというようなそしりを免れないやうな形で、こういつたやうな協会の運営を考えたか、その点について御説明を願いたいと思ふのです。

○政府委員(小出第一君) 輸出振興事業協会の組織あるいは運営につきましては、今御指摘のやうな、いわゆる官僚統制になるのではないかと、いふ懸念は、それは業界といわず、まことにものともな御懸念であると私自身もそう感じております。ただ、こういつたやうな組織がなぜ必要であるか、この法を私どもが立案をいたしましたその経過につきましても、今いろいろお言葉がございましたけれども、私も過去において、これは島先生も御承知だと思ひますけれども、非常にこのむずかしい業界を、いろいろあつせんをし指導をして参りました、非常に苦しい経験を経た上で、やはりこれが一番適切な形ではないかというところに着いたわけでございます。単なる思ひつきとか、あるいはちよつとこれをやつてみて、悪かつたら改めるというやうな、そういう非常に安易な形において考えたものではございません。やはり最も適切な制度であるという確信のもとに、これをぜひ適正に運営していききたい、かように考えておるわけでございます。そこでその場合におきまして、その適正な運営をいたしますものにつきまして、今お話の通り、なぜ業界の意見をもつと反映するやうな組織になつたかといふことでございまして、反面から申しまして、従来の既存の制度で考えられまゝするの、一つは株式会社であり、一つは組合といふことになるわけであり

におきましては、やはり特定のそこに出資した人だけの会社といふことになつてしまふので、当然その運営が適正を欠くというやうな面もございまして、またメーカーと商社との利害の対立といふやうな面から、必ずしも円滑に行つていなかったといふことは、昨日もお答え申し上げたわけでございます。一方、組合の面につきましては、どうであるかと申し上げます、これは先ほどもお答え申し上げましたやうに、工業組合あるいは輸出組合という形に於いて、既存の制度があるわけでございますが、これは、やはり工業組合であれば、これはメーカーだけの団体、輸出組合であれば商社だけの団体、従つて結局、その組合員だけで運営をするといふことになりまゝといふと、どうしても、この輸出振興事業といふやうな海外に対する調査宣伝活動といふものに、技術的専門的な特殊な事業であり、特殊な知識、経験、能力を必要とするといふやうな面もございまして、またその運営が、メーカーあるいは部品関係、輸出業者全般の関連各業種に総合的に適正に運営されるやうな形において組織でないと、うまくいかないといふふうに考えるわけでありまゝ。

そういう意味におきまして、特にどの業界だけの代表といふやうな形でない、別個の特殊法人も考えたわけでございます。しかしその特殊法人、これはいろいろの特殊法人が、御承知の通り立法されておりますが、私どもが考えておりますこの特殊法人といふのは、決してお話のやうに、これは運用の面が非常に重要でございするけれども、少くとも、法律上の組織の点におきましては、非民主的と申しまゝするか、非常に官僚的組織ではないといふやうに、かように私は考えるわけでございます。と申しますのは、この協会におきましては、役員としましては会長、理事、監事といふやうなものがあるのがありますが、そういう会長とか監事といふやうなものは、総代会といふ、結局業界各位の総意を代表する総代会が推薦した人の中から通産大臣が任命をする、そういう形になつております。理事も、協会が推薦をしました人の中から選ばれた会長が、またその協会の総代会の同意を得て、そうして任命をする、こういう形になつておりますので、まず、そういう協会の役員を選任の面におきまして、そういう一つの業界の総意を代表し得るやうな、総意を反映する仕組みになつております。また実際に事業を運営いたします場合におきましても、随時こういつた総代会なり、あるいは諮問機関としての評議員会といふものを設けられることによりまして、その評議員会から、いろいろ重要事項については、運営上意見の具申を受け、また調査御審議を願ひまして運営していくといふことで、もちろんこれは、運用の問題でございするもので、十分一つ、われわれの方も気をつけて、民主的な形において運営できるようにやつていくつもりでございするもので、その点は一つ、御了承いただきたいと思います。○島清君 政府は、この協会に何か助成金か補助金をお出しになるの、でございますか。

○政府委員(小出第一君) 協会に對し

ましては、実は私も予算面におきましては、相当の助成をいたしたいというところで予算要求をいたしましたが、結論をいたしましては、とりあえず三十四年度におきましては二千万円の補助金を、これを具体的な事業は、ジェットロに委託するわけでございしますが、そのジェットロの中の特別ワークといたしまして、軽機械のための補助金として使う、こういう形において、まことに不十分でございしたけれども、その程度の補助金は用意いたしております。

○松澤兼人君 今二千万円だけジェットロに対して、ジェットロからひもつきで、軽機械類の輸出振興に充てると、そういうことですか。

○政府委員(小出榮一君) この協会の海外におきます事業活動は、この法律にございしますように、ジェットロの日本の輸出振興事業協会に委託してやることになっておりますので、その委託された振興事業協会が軽機械のために使います資金の補助といたしまして、ひもつきと申しますと適切でないかもしれませんが、そういう特別ワークという形において、ミシンと双眼鏡について、ジェットロがこれを委託を受けて使う、こういう形になっております。

○松澤兼人君 別にそういう特別ワークとして出さなくても、ジェットロ自身の活動として海外における貿易振興という仕事はできないのですか。ジェットロ固有の仕事として、当然軽機械類の輸出振興という仕事はあるわけではないのですか。

○政府委員(小出榮一君) お話の通り、ジェットロというのは、日本の貿易を振興するための総合的な組織というところでございまして、もちろん貿易の振

興のためには、あらゆる輸出品について、その振興措置をとるということは当然でございします。しかしながら御承知のように、ジェットロの現在あるいは将来における組織運営の実態を見ますと、こういって個々の商品につまきまして、非常に細く下りました具体的な宣伝活動等につきまして、すべての商品にわたって、これをやるということとは、実問題として事務的な面におきまして、また経費の面におきましても、資金的な面におきましても、ほとんど不可能でございします。従いまして、特にこういって特定の商品に重点を置いてやってもらうということのために、やはりそこに特別なワークを別個に設けるといふことが必要ではないか、そうしないか、これがかりに、そういう資金なりなんなりを全部ジェットロの一般ワークの中にぶち込みまして、全部統合してやるということになりますと、非常にジェットロとしても手が回らないし、また重点もぼやけてくるといふ結果になることは明らかなのであります。従いまして、そういう意味におきまして、ジェットロに委託はいたしますけれども、ジェットロの一般の本来の事業と、一応別個の形におきまして、特にこの点に重点を置いて、特別ワークとして処理していく、こういうふうな考え次第であります。

○松澤兼人君 そうしますと、二千万円を限度とするわけですが、この二千万円、特に軽機械の輸出振興ということのために、どういふ仕事をお考えになっておりますか。

○政府委員(小出榮一君) その二千万円というのは、先ほど来申し上げましたように、家庭用ミシンと双眼鏡と二つの業種、平均しますと一業種一千万円、かりに等分をいたしますと、そういうことになるわけでございます。そこで、これは補助金でございしますので、これが事業の全額になるわけではございせん。もちろん、それはジェットロ自身の本来の資金というものが、あわせ動員してやるわけでございます。そこで具体的に、その補助金の使途と申しまするか、事業計画につきましては、むしろこれは、今度でございます輸出振興事業協会におきまして、具体的なそういう調査宣伝活動の計画を作りまして、これをジェットロと連絡をしながら実施をしていく、こういうことにならうかと思ひます。

従いまして、一般的に考えられますものとしたしましては、マーケッティングの業務といたしましては、たとえばアメリカにおけるこういうミシンな双眼鏡の最終の需要者、最終のユーザーの実態の調査、従来こういったマーケッティングに關しましては、日本側の商社の段階、相手方の商社の段階の程度までの調査といふものはございするけれども、具体的に、最終的に双眼鏡なりミシンを消費するアメリカの市民の消費生活の実態というふうな面におきまして市場の委託調査というふうなことを依頼し、あるいは場合によつては、日本の業界から調査団を向うに派遣するといふふうな計画も立てます。それがら宣伝、PR、アフター・サービスというふうな事業に關しましては、場合によりましてはアメリカにおけるテレビ放送というふうなことで、あるいは雑誌、新聞等における広告宣伝、出版物の活動、あるいは映画といふふうなあらゆる宣伝方法を考えま

して、それらの企画をまず輸出振興事業協会において立てて、具体的にジェットロと連絡をし、その事業計画なり資金計画を作つて活動していく、こういう予定にいたしております。

○栗山眞夫君 直接関係ありませんが、大臣お見えになつておりますから、ちよつとお尋ねいたしたいと思ひます。最近、伺いますと、通商産業省においては、チェック・ブライスの制度はやめられるのか、あるいはもう少しせばめられるのか知りませんが、そういう計画をお持ちだといふことを承知しているのですけれども、事実でしうか。

○国務大臣(高橋達之助君) ただいま通産省でやつております統制は、対米にいたしましては、たとえばある程度の数量を規制するとか、それから品質を規制するとか、同時に、チェック・ブライスをすると、こういうふうなことをやつておりますが、ミシン等につきましては、今のところまだ廃止するといふまでは至つておりませんが、検討中ではございまして、ある程度、やはりチェック・ブライスといふところまで持つていかなくちゃならぬと、この存じしております。

○栗山眞夫君 ちよつと、よくわかりませんが……チェック・ブライスをどうされるのですか。ちよつと今、わかりかねたのです。

○政府委員(小出榮一君) 今、大臣からお答えいただきましたのは、チェック・ブライス一般の問題になります。これは、まあ通商局長の方からお答えするのが適切かと思ひますが、たとえば私どもの方で、今問題になつてお

まするミシン等につきましては、このチェック・ブライスの改定と申しまするか、今お話の、その廃止するかしないかという問題でなくて、改定の問題につきましては、一応検討の要求もございまして、検討に入つておる、こういう段階でございします。

また、これをどういふふうな処置するかといふことについては、結論は出ておりません。

○栗山眞夫君 その改定というのは、要するにチェック・ブライスの制度を廃止するか、あるいは廃止に近いような制度にするのか、そういうふうな意味も含んでおるわけですか。

○政府委員(小出榮一君) チェック・ブライスのものを、そういう制度でそれ自体を廃止するかどうかという意味の検討ではございせん。で、チェック・ブライスのきめ方と申しまするか、その限度の改定の問題、そういうふうな御了解いただきたいと思ひます。

○栗山眞夫君 それは、そうすると、今までは輸出貿易の場合には、チェック・ブライスとか、あるいは数量とか、質とか、いろいろ政府として行政指導をされた面があるのですが、チェック・ブライスというよりは、数量とか質の方にウェイトをおいてやつていくと、そういう方針で検討されていると見てよろしいですか。

○政府委員(小出榮一君) その通りでございします。

○栗山眞夫君 私は、そういうことがあるものだから、どうも通産行政というものに信頼がおけないのですが、一つ伺いますと、きょうは、何かあまり質問をするなどということだからやり

○政府委員(小出第一君)　ただいま、御提案申しておりますこの法律が、具体的に、まあ適用になるのは双眼鏡とミシンでございますが、これらの業界の実態につきましては、実は既存の制度の活用ということとは、もちろんわれわれとしては、十分考えてみたんであります。が、業界の実態と、それから輸出振興事業の緊急性という両面の事情から考えまして、やはり既存の制度でなくて、こういう別個の組織の方が、うまくいく、またこういうことは必要

ですから、輸出入取引法に、かりに足りないところがあれば、そこを拡充強化して、一本の法律で輸出の振興をはかつていく。もし、それがうまくいかないということであれば、一歩進めて、中小企業対象の団体法というのを作つたわけですから、その法律を拡充強化して、そうしてやつていく。しかも底に流れている精神というものは、立法の精神というものは、やはり民間の自主調整にゆだねるということが中心であつたわけですからね。だんだん法律を作つていくんだけれども、今度

も、また品質を改良するについても、外国の調査というものは、なかなかするだけの力が各自がない。これをどうしてまとめていくかということが今日考えられた一番大きな問題でございます。もちろんここに輸出振興事業協会というものを作りますが、その運営は、官僚独善に陥らないように、できるだけ業者自身の運営にまかしておきたいことにもつていく、業者の団体をどうして固めるかということでありますが、それならば団体法でいいじゃないかという、こういう御意見もある

は、あの手のこの手も、法律の建前としては、立て方としては、限度がありはしないかと思うのです。

おそらく今までの法律を見ましても、商品名を二個あげて、そして法律の主たる対象の規制をするというよきな法律の立て方をした法律はないと私は思います。やはり商品名などというものは、これは個別なものですから、全部政令にゆだねて、そしてやはり一般的な表現をもつて規制をするといふものの法の建前で、そういう意味から

ことで、というのは、その業界が、それとまつて一つの意思を決定し得るといふことだからと思ひますが、そういうことであれば、こういう直接行政が、やり出すような、そういう法律行為は、なくても、十分にいけると私は思ひます。そういうことでなくて、業者が、望んだり望まなかつたりするから、それで、なかなか調整がつかなくて、うして官が指導的な立場をとつて、行政が……。そうしてやつておるのではないでしようか。

そういうところの問題の考え方の理

乱がありはしないかと思うのですが、いかがですか。

○國務大臣(高橋達之助君) これは業者全体が、全部が一本になる、全部の意見が一致するということは、あるいは困難があるでしょう。けれども、大多数の方々があつて、そうしてこの人たちが、こうやっていつた方がよいというところでなければ、この品目を加えることはできないわけでありまして、いわゆる過当競争がある、これを防止するということからいけば、過当競争をやる人になつてみれば、そんなものはない方がよいという考えが起るのには当然であります。しかしそれでは多数の者が困るということになれば、十人の中で八人までが、まとめるということになれば、これはまとめていくべきものだと私は存じております。

○栗山長夫君 そうしますと、よくわかつたような、よくわからないようなことになりましたが、もう一つお尋ねしておきます。

それは、今のミシンにしても、双眼鏡にしても、この業態の一つの性格というものは、まとまつた工場を持たなくとも、数個の部品を作るメーカーに、規格さえきまつておれば、発注してアッセンブルをする。資力と能力を持つておる人ならばだれでもできるといふところに特色があると思うのです。ところがそういう仕事、そういう商売というのは、ミシン、双眼鏡だけでなくて、ほかにもたくさんあります、これは、たくさんある。輸出を対象にして、たくさんあります。

従つて、そういうような他の、今問題になつてゐる以外の商品で、輸出上いろいろ問題をかもし起しているものは、たくさんあると思ひますが、そういうアッセンブルの何といひますか、商業というのか、貿易というのか、そういうものに対する行政的な、輸出という面から見た行政的な考え方というものは、どういふふうにお持ちになつてゐるでしょうか。そういうことはいいないとお考えなのか……。

○國務大臣(高橋達之助君) 私は、大工場が一つでやつておる場合は、こういうものでめんどうをみる必要はないと思ひます。

今お話のごとく、零細企業で発足できる、たとえば部品は、各メーカーが作つておる、それをまとめてアッセンブルをやるということ、だれでもできるわけでありまして、そういうものをつくり発達せしむるということ、これは、日本の機械工業といつたしましては、最も必要なことだと思ひます。これに非常に私は重点を置いておるわけでありまして、

今後の日本の商品の輸出、特に対米輸出につきましても、私は、これは非常に大きな将来性があるものと存じておまして、それで、さしあたりミシンと双眼鏡をやつておりますが、今、栗山さんのお話のごとく、これに類する商品は、まだまだたくさんあり、また将来性があると、こう存じておるわけでありまして、ここにこの品目を特に選んだ一番重要なポイントがある、ということに御了承願ひたいと思ひます。

○栗山長夫君 そうすると、こういうほんとうの軽機械で、アッセンブル的な商品の扱いで輸出に貢献し得るものを育てていくのが、この法律の主たる目的であると、こういう工合に大臣が

おつしやつたのですが、これは局長は、事務当局としても、間違ひありませんか。

○政府委員(小出榮一君) その通りでございます。従つて、先ほど栗山先生おつしやいましたように、特に二つのものだけを法律にわざわざ別表に書いたのは、非常に異例ではないかというお話でございますが、私どもの気持ちとしては、お話のように政令に全部、特にゆだねまして、随時、政府が行政面におきまして、品目を入れたり削つたりするという方法も、一つの方法かと思ひますけれども、しかし、この制度は、先ほどから議論になつておりますように、かなり新しい組織でございますので、やはり慎重に扱う意味におきまして、行政面だけで十分に政令で勝手にきめられるようなものでなくて、やはり立法の形において、法律においてはおつきり書く、そのかわり必要がございしますれば、この法律に追加をし、あるいは必要がなくなれば、直ちに削除をする、こういうふうに改正した方がよくはないかと思ひましたので、慎重に扱うという意味で、こういうふうにした次第でございます。

従ひまして、今大臣からお話もございしましたように、同じようなアッセンブル形態であり、しかも中小企業が大部分であり、しかも主として輸出産業であるという軽機械は、これはたくさんございまして、あるいはカメラでありますとか、あるいは時計でありますとか、あるいはトランジスター・ラジオでありますとか、いろいろございしますが、それらの業界の実態が、やはりこ

ういつたものを必要とするという情勢に立ち至りました場合におきまして、しかも大臣のお話がございしましたように、業界のやはり多数の方が、こういうものを要望される段階になりました場合には、これを随時取り上げていきたい、かように考えております。

○栗山長夫君 そうすると、次回でよろしいから、通商局の方とも、一つ十分打ち合せを願ひどうか、あるいは直接おいで願つて、先ほどのこの法律は、やはりチェック・ブライス等も中心になつて監督されると思ひますが、それとそれからチェック・ブライス等も、若干ウェイトを落していこうという一つの考え方との調整は、どういふ工合にされるのか、この点が、私まだよくわかりませんから、それについて、説明をお願いしたいと思います。

○政府委員(小出榮一君) その点につきましては、この機会にあわせてお答えをいたしておきますが、チェック・ブライスの問題につきましては、これは、非常に重要な問題でございします。ので、慎重に検討いたします。この法律自体の問題とは、このチェック・ブライスの問題は、別個の問題として考えていきたいと思ひます。

従ひまして、チェック・ブライスの適正化をどういふふうにしていくかという問題につきましては、これは一般的な輸出振興の問題ともからみ合わせまして、別の立場で、十分検討していきたい、こういうふうにご考慮しております。

○豊田雅孝君 通産大臣にちよつと何つておきたいと思ひますのでありますが、これは登録制になつておりますけれども、この登録制という建前

とはいひながら、第八条を見ますると、その第一号で、通産省令で定める基準に適合して、初めて登録をせられる、登録しなかつたならば、事業は行えないで、要するに、一種のこれは企業整備になるわけでありまして、大臣は、それほどの決意をもつて、これはお立ち上りになつたんでしようか。その点だけ、お尋ねをしておきたいと思ひます。

○國務大臣(高橋達之助君) 御承知のごとく、このミシンなり双眼鏡は、現在、すでに現在の状態で、相当出ておるわけでありまして、登録をいたしますにつきましても、現状の品質と、現状を基準といたしまして、それで登録制をしていきたい、こういう考えでおるわけでありまして、

○豊田雅孝君 私は、この件については質問をしないつもりでおつたんでありますけれども、だんだん質問をせざるを得ないような氣持になつてきたので、お尋ねをするのであります。が、大臣は、まあ登録制ということでは、軽くお考えのようでありまして、この実体を見ますと、これは完全なる企業整備になると思ひます。これは、この業界に対して重大な影響を私は持つてゐると思ひます。これについて、もうごく限られた例外的なこと、どうしてもこれはやらなければならぬので、これ以外はやらぬといふことであるならば、あるいはまあ別個のことかもしれないが、一つの基準に合致しない場合においては、登録はせられず、登録せられなかつたならば、その営業はできぬといふいき方になりますと、これは重大な問題と思ひます。私は法制局でよくこ

れが通つたなあと思ふのであります
が、その關係はどういうことでありま
しょうか。

○政府委員(小出榮一君) 私から、便
宜お答え申し上げますが、たしかにお
話しの通り、登録基準に合致しない場
合においては、登録がまあ受けられな
いという結果において、ある程度そこ
に營業の制限という問題になつてくる
わけでありまして、しかしながら先ほ
ど来、大臣からもお答えがございまし
たように、登録基準の設定につきましては、
では、できるだけ現状に即しまして、
実情に合うような基準を合理的に作つ
ていきたい。かりにその基準に合致し
ないようなおそれが出てくるような企
業があるような場合におきましては、
もちろん相當の猶予期間がございます
るし、指導期間もございまして、その
間に、調整を十分にはかりながら
やつていくつもりでございまして、
で、考え方といたしまして、これと、
まあ營業の制限との關係につきまして
は、その点については、もちろん法制
的に、十分法制局とも打ち合せをい
たしたのでございするが、こういう
た趣旨において、結果において、事実
上、營業の制限となるような立法例と
いうのは、ほかにも相當あるわけでご
ざいまして、この法律の趣旨から申し
まして、むしろ業界の安定のためにや
るといふことが主たるねらいの一つで
ございする。その意味においては、特
に憲法上も問題ないだろう、こういう
解釈をいたしております。

それから、場合によりましては、登
録の停止という措置がございするが、
これは既存の団体法においては、御承
知のように設備の制限の上で、設備

を制限すれば、事実上、もう仕事が大
きくないというふうなところまでいき得
る規定も団体法にはあるわけでありま
すが、この法律の対象になつておりま
する機械におきましては、アッセン
ブル工業でありますので、設備の制限
という方法が、事実上ほとんど意味が
ないという趣旨もございまして、登録
制度の運用によつて、ある程度過當競
争の防止を考えていきたい、こういう
趣旨でございまして、

○豊田雅孝君 これは、だいたい政治的
な問題ですから、大臣に御答弁願わな
ければいかぬと思ふのであります。が、
戦時中に企業整備をやつて、そしてそ
のあとは、新規のものは開業を許さぬ
といふので、企業許可制をやつたわけ
であります。これは総動員法に基
て初めてやつた、しかしこれを見てい
ると、どうも企業整備を一面において
やり、あとは新規の開業は許さぬ
といふことに触れていつてゐるわけ
であります。総動員法時代と交りぬ行
き方が、ここに出てきてゐるというふ
うに私は考へるのであります。

今、申す通り、私は、この問題につ
いては質問しないつもりでございまし
たけれども、事が、あまりに重大である
といふことから、特に大臣に、そこま
で御検討になつてお立ち上りになつた
ものかどうか、事務的には、いろいろ
考へもあるだろうと思ひますが、通産
行政としては、非常なことで大きなエ
ポックが画されるわけなのでありまし
て、その点について、大臣の真剣なる
御答弁を願つておきたいと思ふのであ
ります。

それと同時に、登録の基準は、今ま
での質問で明らかになつてゐたのかど
うかわかりませんが、もしも登録の基
準が、今までの質問で明らかになつて
おらぬのでありまして、登録の基準
を、この際明らかにしておくことが必
要じゃないか、こういうふうに考へま
すが、その二点につきまして、お尋ね
申し上げておきたいと思ひます。

○國務大臣(高橋達之助君) 登録の基
準は、先刻お答え申し上げました通り
に、あくまで、やはり現状にあるもの
を基準にして登録をしていきたい、こ
の考へでおります。

なお、今後の事業の伸展に向いまし
ては、これは過當競争に陥らぬ範圍に
おきましては、これは登録の基準に適
合するものは、順次許可していくかな
ければならぬ——登録していくという考
えで進むわけにございまして、その点
につきましては、もつと事業を大きく
する、しかし過當競争を防止する、こ
の精神のもとに運営していきたいと存
じております。

○豊田雅孝君 第八条によりまして、
通産省令で定める基準に適合するとい
ふとが条件になつておりますが、通産省
令で定めていくその基準は実際どうあ
るべきかといふことは、大体きまつて
おるのじゃないかと思ひますが、それ
が今まで発表になつてゐるのかどう
か、それを伺ひたい。

○政府委員(小出榮一君) ただいまの
考へ方につきましては、ただいま大臣か
らお答えいたしましたような考へ方に
即しまして、具体的な基準を策定する
わけにございしますが、直ちに、今こ
で、こういう基準を定める予定である
といふ具体的な基準の案は、まだどこ
でも御説明したことはございせん。ま
だ、そういう程度にまでは、まだ

案ができておりませんが、業界の方に
おきましては、すでに、大体こういう
ふうな基準でもよいという案
は、すでにできてゐるようございま
す。これらの案を十分参酌いたしまし
て、業界と一緒に検討してきめるわけ
にございするが、具体的にどうい
う線を引くかという点は別といたしまし
て、どういふ内容の基準になるかとい
う点を申し上げます。たとへば受
け入れの検査方法が確定してゐるとい
ふふうな条件、それから工程図を作成
いたしまして、検査の実施箇所、ある
いは品質管理の実施箇所が非常にはつ
きりしてありますといふこと、それか
ら各工程におきまして作業条件といふこ
とがはつきりしてゐるというところ、そ
れから中間の検査規格あるいは最終の
検査規格についての一つの基準が必要
である、その他設備なり原材料等の品
質管理の方法とか、そういうふうな、
いろいろな要件を一応考へておりまし
て、それらの要件につきまして、具体
的にどういふ程度の基準を作るかとい
ふことにつきましては、業界において
は、すでに案ができておりますので、そ
れを十分御相談をして、業界として不
当な混乱が起らないような措置をとつ
ていきたい、かように考へております。

○豊田雅孝君 基準の定め方いかん
によりまして、非常に高度の企業
整備になつてくるわけなのでありまし
て、こういう重大な法案審議の際に
は、当然省令で定めるべき基準とい
ふのは、同時にお出しになることが必要
だ。そうでないといふと、法案審議いた
しまして、その実が伴ふといふこと
になると思ひますので、この点、今

後の審議について、十分通産省でお考
えになるように、この際、特に強く要
望しておきたいと存じます。

それと同時に、この運用いかんによ
りまして、これは、きわめて
重大になるというところは、時間の節約
上、あまりくどくは申し上げませんけ
れども、大臣は、すでに御感得になつ
ただろうと思ひますので、この点につ
いては、十分に今後、大臣みずから御
指導になりまして、業界に大きな混
乱を生じたり、あるいはまた、これが端
緒になりまして、他の業界に大きな波
及を来すといふようなことのないよ
うに、誠に御奮勵になることを、こ
の際要望しておきまして、時間の關係
上、私の質問は終了します。

○委員長(田畑金光君) 本件に關する
質疑は、本日は、この程度にとどめ
たいと思ひます。

○委員長(田畑金光君) 次に、繊維工
業設備臨時措置法の一部を改正する法
律案を議題といたします。
まず法案の内容について、簡単に御
説明願ひます。

○政府委員(今井善衛君) ただいま提
案されております繊維工業設備臨時措
置法の一部を改正する法律案につきま
して、その内容を簡単に御説明いたし
たいと思ひます。

現行の繊維工業設備臨時措置法は、
御承知のように昭和三十一年六月に公
布されまして、同年十月より施行され
て今日に至つております。
今回の改正案に關係がございするの
で、現行法の趣旨を簡単に御説明いた
しますと、現行法は第一条で、目的を
うたつておりまして、この法律は、繊維

製品の正常な輸出の発展を期するため
に繊維工業設備を規制いたしました。それによりまして繊維工業全体の発展を合理的にしていこうということになつておるわけでございます。その内容といたしまして、要するに将来の一定基準年度の繊維製品全般についての需給状態というものを勘案いたしまして、その場合に、どの業種については、繊維設備として、これだけの能力が必要と、ところで、その業種については、足りない場合におきましては、将来それに従つて伸ばしていく、現在の能力におきまして、過剰設備につきましても、格納その他の処理処分をしていくんだということになつておりました。その対象といたしまして、指定されておりますこの繊維設備といたしましては、紡績機械と、それから染色設備、この二つが対象になつておるわけでございまして、今回追加いたしました化学繊維につきましては、対象となつていないのであります。

当時の事情は、これは神武景気の盛り板に當つておりまして、非常に業界において無計画に近いような状態におきまして、いろいろの繊維産業におきまして、設備を拡張して参つたわけでございまして、その結果が、非常に過当競争ということになりました。たとえば一ドル・ブラウスとか、あるいはいろいろの綿布等につきまして、輸出の安売りということが行われたわけでございまして、従いまして、なんとかこの輸出の安定をはかりましたために、この繊維設備自体を合理的に規制していくことが必要だということで、できたわけでございます。

ところで、この法律ができてから後におきまして、御承知のように神武景気が終りまして、この昭和三十三年の春からの金融引き締めによりまして、繊維産業は深刻な不況に陥つたのでございまして、この過剰設備を稼働することによりまして、過剰生産ということによりまして、非常に市価は暴落し、業界は非常に困つた状態に陥つたわけでございます。

これに對しまして、この生産調節をやりました切り抜けようとしたのでございまして、御承知のように昨年の春におきましては、中小企業の非常に多い繊維業におきまして、問題が起つたわけでございます。政府といたしましては、昨年の八月に、その打開のために、機械を七万台買い上げるといふような決定をいたしました。その実現に努めて参つたのでございまして、ところで、この今回のこの不況は、非常に底が深い不況でございます。従つて、これを総合的、長期的に、この打開をはからなければならぬ。そのためには、何か根本的に検討する、検討したらどうかというこの参議院商工委員会の御意見もございまして、私もといたしまして、昨年の十月に、業界の代表者、学識経験者、それから労働者の代表等も入れまして、繊維総合対策懇談会を設けまして、そこでもつて、非常に熱心に検討したのでございまして。

その結論といたしまして出ましたものを参酌いたしまして、今回の法律改正をいたすのでございますが、その懇談会におきます結論といたしましては、今回の不況の原因は、この人絹設備、あるいはスフ設備、あるいはその他の設備についての無計画な乱設が、やはり原因である。この設備過剰に對しまして、需要が伴つていけば、問題ないわけでございますが、輸出はともかくといたしまして内需の拡大ということについては、相当樂觀を許さない。しかもその輸出競争が日ましに激化して参りますので、従いまして、この際、やはり繊維工業の体質改善をはかることが一番大事であるという結論になりました。その対策としましては、どうしても、この設備対策にもつと本腰にならなければいかぬ。

その設備対象といたしまして、ただいま法律の対象になつておりませんところの化学繊維製造設備、これを法律の対象にするということと、それから紡績機械につきましては、この法律によりまして、今後ふえることは押えておりますけれども、現在の設備自体におきまして、非常に過剰である。従いまして、ここ当分動き得ない設備につきましては、この際、何らかの方法によつて、たな上げしたらどうかということになりまして、そのたな上げの方法といたしまして、この法律に規定のあります業界の共同行為というところで、設備の相当割合というものを格納する。ということにいたしましたのでございまして。

それから機械につきましては、この圍繞決定に基づきます方針にのっとりまして買い上げをして参る。かような結論になりました。大体その趣旨を今回の改正案に盛つておるわけでございます。従いましてこの改正案の内容といたしましては四つございまして、その重点は二つになりまして、一つは化学繊維製造設備をこの法律の対象にするということと、もう一つは、紡績の格納につきまして、特別の措置をするというところでございまして。

この第一点の化学繊維の製造設備につきましては、この法律制定当時、つまり三十一年の初めにおきましては、設備がむしろ一時的に足りないくらいでございまして、そのために人絹糸が非常に高騰したと、むしろそれを受けまして、業界といたしまして非常なスピードでもつて設備を拡張して参つたのでございまして、この三年間に人絹設備は、当時比べて約一・五倍ぐらになつております。それからスフ製造設備につきましても、同様の事情がございまして、この三年間に、やはり一・七倍程度になつておるのでございまして。ところが、その拡充が終りますと、とたんに金融引き締めによりまして、非常に深刻な打撃を受けまして、設備はあるけれども、物を作つても売れないというふうな関係になりました。糸の段階におきましては、非常に値下りをする。織物の段階におきましては、さらに大きな値下りをして、糸高の製品安という状態を現出し、さらにまた、糸のメーカーにつきましても、非常に大きな設備を持ちますので、非常にコスト高というところになりました。輸出の面におきましても、あるいは経営の面におきましても、非常に困つた状態になつたということになつたのでございまして。従いまして人絹とスフの設備につきましては、暫くの間、設備をふやさないという意味合いにおきまして、設備規制をしたい。つまりこの法律の二条の繊維工業設備の登録制という制度がございまして、先ほど申しましたように、紡績機械とそれから織物幅出機が指定されておりますけれども、新たに化学繊維製造設備を法律の二条に追加いたしました。そして登録しまして、登録したもの以外に、化学繊維の製造ができないというふうにしたいと思つたのでございまして。

それから、化学繊維の中で合成繊維につきましては、これは、他の人絹なりスフと事情が違つたのでございまして、合成繊維の中の一部の商品につきましては、これは現在非常なやはり競争が行われまして、やまやまいたしますと需要よりも、はるかに多いに設備ができて、従いまして、この合成繊維の製造設備につきましては、もちろん片や免税措置とか、いろいろの助成措置を講じてございまして、ただ無計画になつてはならない、需要に應じて、計画的に育成していきたいという意味合いで、やはりこの法律の対象に追加することになつております。

そういたしまして、この人絹、スフ、あるいは合成繊維の製造設備は、この法律の対象になるわけでございまして、その際におきまして、現有設備はそのまま登録する。それから合成繊維のように、将来伸ばしていくものにつきましては、将来の需要と見比べまして、新規に、この増設を認めていくというふうに、計画的にやつていきたい

ということになっておるわけでござい
ます。

それから第二の改正点でございま

す。格納に関する問題でございま
すが、現在設備が、将来足りなくな
つて、新たに増設を認める。たとえは合
成繊維の紡績につきましては、将来、
そういう必要性があるわけでございま
すが、その際だれに對して、そういう
設備の新設を認めるかということにつ
きまして、現行法は、これは機会を公
平に与えるという趣旨からいたしまし
て、申請に對して、くじ引きでもつ
て、だれにやらせるかをきめるという
ことになっております。ところが、ほ
かの部門におきまして過剩設備があつ
て、そういう、それら格納という措置
によつてたな上げをしていく。そうい
う一方、非常に余つてゐる状態があ
り、また片方、非常に足りない状態が
あるという場合におきましては、これ
は彼此融通をするというところは、ある
意味からいまして当然でございまし
て、しかも、その際、紡績機械とい
つては、ほとんど違ひはない。ほ
かの種の紡績でもつて、他の種のもの
がつむげるといふような状態になりま
すから、従ひまして格納設備につきま
しては、他に優先的に転換を認めよう
とするこの法律の——今までの現行法
のくじ引きという原則を改めまして、
格納設備がありまるときには、それに
對して、まず優先権を与えて、格納し
たものに、まずその足りない紡績の転
換なり、あるいは新設を認めていく。
そうしてその格納したものだけで、さ
らにその残りがあつた場合は、あと新
規のものに、くじ引きでもつて権利を
与えていく、こういうことにいたしま

して、紡績業全体として将来過剩設備
が生じないようにという配慮をしてい
るわけでございします。

それから第三、第四の改正点は、こ
れは技術的な点でございまして、一つ
は、仮登録事項の変更でございします。
仮登録と申しますのは、設備を新設し
ます前に、俗な言葉で申しますと、あ
らかじめ席をとつておくということ
でございまして、設備ができてから、登
録ということになりまして、場合に
よつては、登録されないような不都合
なことも起りかねませんので、従いま
して、設備を作ります前に、あらかじめ
申請いたしまして、その将来の権利を
保留させる。これは、まあ一年間だけ
でございします。そういう制度を、この
法律では仮登録制度と申しております
が、仮登録制度につきまして、一たん
登録いたしましたものを、全然変更が
認められないのが現行法でございま
すが、実際にやってみますと、たとえは
工場の設置場所を変更するとか、いろ
いろ、その後において変更を要するこ
とがあるわけでございまして、これら
の仮登録事項につきましても、設備の
設置場所とかあるいは名称とか、そう
いうものの変更を認めるということ
でございします。

それから第四の改正点は、これは目
標年度の変更でございまして、先ほど
申しましたように、新たに設備を設置
する場合とか、あるいは設備が過剩で
あるかどうかを判定する基準といたし
まして、目標年度を現行法では作つて
おります。

それは昭和三十五年度ということに
なつておりますが、今回化学繊維をこ
の法律の対象設備として追加するに当

りまして、これは、まあ化学繊維と申
しますと、やはり相当、長期的に考え
ていかなければならぬ、三十五年で
は、あまりにも間近過ぎるという関係
もございしますので、これを二年間、二
年先の昭和三十七年度の需給関係を見
ながら、考えながら、設備の過不足と
いうものを算定するというふうに改め
たのでございします。

以上簡単にございしますが、この法律
の内容を御説明申し上げた次第でござ
います。

○委員長(田畑金光君) 本件に関する
質疑は、明日に譲ります。

速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(田畑金光君) 速記を起し
て。

○委員長(田畑金光君) 次に、小売商
業特別措置法案を議題といたします。

これより質疑に入ります。御質疑の
ある方は、順次御発言を願います。

○松澤兼人君 なるべく簡単に質問い
たします。

第一に、団体組織法がございまして、
団体組織法によつていわゆる不況対策
等の組合がございまして、あるいはまた、
實際上価格の調整をやつたりしたよう
な事例、団体組織法の実施以後の状況
というものを、まずお伺いしたいと思
います。

○政府委員(岩武照彦君) 事務的のこ
とでございしますから、私の方から御答
弁申し上げます。

中小企業団体の組織に関する法律に
よりまする商工組合の設立状況は、本
年二月末現在で四十七ございします。新
設が四十七ございします。そのほかに、

あの法律の規定によりまして、もとの
中小企業安定法の調整組合が移行しま
したものが、約三百七、八十ございま
す。

それから内容の調整事業等につきま
しては、詳細な統計は持つておりませ
んけれども、御指摘のような価格の協
定は、今までやつておつたのはないよ
うでございします。

○松澤兼人君 いろいろ、あの法律案
が審議されたときに、果してこの
法律で、実際、中小企業の不振あるい
は不況というものが打開されるかど
うかということが議論されたわけであ
りますけれども、先ほど、栗山君か
らお話がありましたように、それがう
まいかないと、また次の法律、それ
がうまいかないと、また次の法律と
いうようなことで、だんだんと新しい
法律で、さるから漏れるやつを救つて
いく、こういう考えで、今度またこ
ういふ小売商業特別措置法という、こ
ういふ法律ができるようなんですけれ
ども、大体、中小企業対策、あるいは
小売対策ということについて、通産省
としましては、基本的にはどういふ方
向で、これは持つていかれるお考えな
んですか。特に団体組織法及びこの小
売商業特別措置法、この二つの法律と
いふものの形から、今後どういふ方
にしたならば、ほんとうに過当競争を
防止して、価格の安定とか、あるいは
消費者に対する利便といふことをお考
えになつていらっしゃるのですか。

基本的な問題について、大臣からお
答へ願いたいと思います。

○國務大臣(高橋達之助君) 団体法に
よりまする、零細な小売業者が団結を
して當る、こういうことを根本に進ん

でおるわけでございしますが、今日、小
売業者が国民の経済上非常に重要な
地位にありながら、圧迫を加えられた
る方面が多々あるわけでございまし
て、まず第一に、これは各事業者が
持つております購買会といふものが、
自然に小売業者の位置を荒しておると
いふふうな点もあり、また同時に、今
日ありますところの消費生活協同組合
が、小売業者に相当の圧迫を加えてお
るといふ点もあり、また最近名古屋大
阪等におきまして発達しております小
売市場といふものが、これが小売業者
との間に、ある程度の摩擦がある、こ
れをどういふふうに調整するか。ある
いはまた、生産業者自身が直接小売
をやるとか、また卸売業者が、直接小売
するといふふうなことのために、小売
業者が受ける圧迫は相当大きなものが
ある。

そういうふうなことを勘考いたしま
して、その間の調整をいかにするか
というこのために今日のこの小売商
業特別措置法案を提案いたしましたわ
けなんですけれども、要するに小売
商業といふものが実際の必要以上に、
たくさん数の数が出ておる、こういうこ
とも、一店見のがすことはできないの
であります。そして小売商業をある
程度、ある以上は、富まして、そし
て生活できる、それによつて安定して
いくように、小売商業を持つていくと
いうことは、政府としては当然考える
べき点だと存じまして、それらの点を
勘考いたしました結果、今日、この小
売商業特別措置法案といふものを提案
いたしましたようなわけでございま
す。

○松澤兼人君 大へん悪いのですけれ

ども、ただいまの大臣の答弁でしたら、この法律を作りましても、結局旧態依然たりという感じを抱かざるを得ないのです。

現実の小売業と申しますか、流通界と申しますか、そういうところは、この法律が二年、三年前に立案されました、社会党の方からも、法案が出ておる、それから非常に変わっているのです、業界の、いろいろの形や内容といふものが、そういうものを追っかけて追っかけていって、追いつかないという状態じゃないですか。たとえばスーパー・マーケットの問題や、あるいは薬の乱売の問題など、これができたとて、私はそういう問題は、ちよつと規制ができないと思ふのです。そういう点いかがですか。

○国務大臣(高橋達之助君) 最近の経済機構が、刻々に変化いたしてありますから、必ずしもこれをもって、永久にこれに依存するといふことはできないと思ひますが、といつて、これはなくば、やはり今日小売業者が疲弊こんぱいするのは、目に見えておるわけでございますから、政府といたしましては、現状に即して、この程度のもので一日も早く実行に移したいと、こう存するわけでありま。

○松澤兼人君 それでは、逆にお尋ねいたしますけれども、このころ、よくありますスーパー・マーケットなんかにつきましては、どういふお考えなんですか。

○政府委員(岩武照彦君) スーパー・マーケットといふのは、いろいろな形があるようでございます。アメリカのものでございまして、われわれも、どういふのがスーパー・マーケットかという問題がございしますが、一応は、い

ろな百貨店式に各種の商品を販売している小売商である。つまり、いろいろな商品を販売しているといふこと、なかんずく、それには食料品といふものが入っていることが、一つの要素であらうと思ひます。それからもう一つは、セルフサービス方式を店内の全部または一部について採用しておる、その他いろいろ、ある程度の規模を持ち、かつ相当の売上高を持つていといふようなことを概念規定に入れていふ人もあるのではないかと。つまりアメリカあたりでは、やはり月に何十ドルとかいふふうな売り上げがあるものをスーパー・マーケットと言つていふようでございますから、日本式に言ひますれば、金額はわかりませんが、やはり、ある程度の規模といふことにならうと思ひます。

それで現在、日本でありますといふ種類の店を見てもみると、いろいろな形がございます。たとえば、よくいわれております東京市内におきまします何といふ店、連鎖式といひますか、あるいは分散した形の百貨店的なものもございするし、あるいは小売商が相集まつて合併して、それぞの施設を提供して、一つの大きなスーパー・マーケットになつてい、こ

ういふ形も見られるわけでありま。それから中には、消費者が出資し合つて、店を経営しておる、そういう形の販売方法となつていといふようなものもあるのございまして、いろいろな形がございするから、これは、一概にスーパー・マーケットに対して、どういふ対策をとるかといふのは、各地各様の状態がございするから、きまつた対策はございせん。

われわれ考えておりますのは、一つは、大資本のバックのもとに、そういう形の経営をして、それが付近の小売商との間に、紛争を生じておるといふようなものは、この小売商業特別措置法によりましてあつせん調停といふうな形で処理したいと、こ

ういふうな形で、その第十五条の第三号で、これは処理できると思つております。それから、小売商が、二、三相合して、そういう形の店をやつておるといふのがございしますが、これらあたりは、見方によりましては、一種の小売商の合理化、営業の改善ともみられま

するもので、これは、それに対する特別な措置を考へるというのには、むしろ小売商の発展のために逆になるんじゃないかと。いふに考へております。消費者の問題につきましても、消費者側が出資いたしました店、——そういう形のものが現在地方にはございしますが、これが大きくなりまして、付近の小売商とトラブルを起すといふうな段階のものは、まだないようござい

ます。いろいろございしますが、やはりその場合に、事情をしんしゃくいたしまして、処置しなければいかぬと、こ

ういふに考へております。○松澤兼人君 今、いろいろな形があるとおつしやつた。それは確かに、いろいろな形があると思ふのです。しかし、おつしやつた言葉の中に、大資本で店を出して、それで付近の小売業者と紛争を起すといふ場合に、十五条の三号、こ

ういふことになつておりますけれども、そこには、少しも大資本といふことをうたつていない。またスーパー・マーケットといつても、小売商といふふうに考へることができ

るのです。紛争といふ事実はあるかもしれないけれども、しかし、大資本であるとか、あるいはスーパー・マーケットといふ、そういう性格からくる問題は、この十五条の三号には、何も書いてない。これで取り締ると言つても、取り締れない。

○政府委員(岩武照彦君) ことさらに大資本とは、書いてありませんが、「中小小売商以外の者の行」一般消費者に対する物品の販売事業、これは、今申し上げましたような、中小小売商以外の者が行なつておる小売行為でござい

ますので、御指摘のような大資本の場合等は、それに入つてくるわけでございます。○松澤兼人君 どうして、それは入るのですか。

○政府委員(岩武照彦君) ただいま申し上げましたように、中小小売商以外の者が行なつてございするから、入るわけでございます。○松澤兼人君 大資本といへば、大資本ですけれども、しかし、これは比較の問題です

から、付近の小売業者から比べれば大資本かもしれないけれども、しかし大きな、いわゆる、われわれの考へるような大資本といふことからは、小売商の店とちつとも変りはないじゃないですか。

小売商以外の者が行なうといふことは、どういふことなんですか。○政府委員(岩武照彦君) この法律の中小小売商と申しますのは、これは、中小企業者である小売商という意味でござい

ます。中小企業者である小売商と申しますのは、一般の物品販売業の場合の中小企業の区分、つまり従業員のおおむね三十名以下といふ辺を一応基準にして考へておりますが、これをこえま

すもの、これは、大資本の場合もございまして、あるいは大規模な場合もあるかもしれないが、そういうものと、中小小売商との間に、紛争が起りますれば、この規定の発動となつてあつせん調停の対象になる、こ

ういふうなるわけでございます。○松澤兼人君 その店が会社の組織でやつていても、あるいは個人でやつていても、物品販売をしてい

いうふうな意味でございますが、一般消費者に対する物品の販売事業、これは小売事業でございます。それから中小小売商以外のものの行い小売事業と、こうなるのでございますから、従いまして中小企業者である小売業者以外のものの小売行為ないし小売事業になるのじやないかと思ひます。それで今の私従業員の規模の問題を申し上げましたが、従業員は規模の方は、これは一つの企業としての一応判断の基準でございますから、先ほど申しましたような大資本が経営しておりますいろいろな連鎖式の店でありまして、分散的になっておりまして、一店のあるいは従業員は二十名とか十名でありますも、各店を合すれば百名になるというような場合は、これは中小小売業者とは申せないわけでございます。そういうふうに資本が大きいい、少いということは、これは一つのあれでございますが、やはりそういうふうな規模といいますか、量的な規模から一応判断して参りたい、かように思ひます。やはり御指摘のような場合は、この規定であつせん調停のことがあり得ると、こういうふうにわれわれは考へておるわけでございます。

○松澤兼人君 どうもはつきりしないですね。さつきは資本のことをおっしゃつて、資本のことはどうもあまり大した一つの基準にならぬということ、今度は連鎖式のことをおっしゃつた。連鎖式の場合は、あるいはこれに該当するかもしれない。しかしすべてのいわゆるスーパー・マーケットという形ものが連鎖式であるとは考えられません。要するにこの条文は生活協同組合とか農協とか、あるいは百貨店

とかというようなものをここにねらつておることじゃないのですか。今申しましたように、形は變つておるけれども、スーパー・マーケットをこの中にに入れるということは、この条文の趣旨ではないと、私はこう考へるのです。

○政府委員(岩武照彦君) 御質問でございますので、申し上げますけれども、農産物協同組合が生産物の販売事業を行うという場合には、この規定に入らるわけでございます。そういうわけでございますが、この規定は割合広くなつておるのであります。

○松澤兼人君 そんなに広くなつてい
るといつたつて、大資本のものはこの
中に入る、連鎖式のものはこの中に入
る、いろいろなことを言つて、この中
に入れてしまふということは、これは
もう法律自体に一つの欠陥があるとい
うことを示しているのです。この書き
方は今申しましたように、百貨店だ
とか、あるいはメーカーだとか、ある
いはまたは農協だとか、あるいは生協
だとかいろいろのがやるのがこの中に
入つて、今申しましたように、実質は
小売商と少しも変わらない、いわゆる
マーケットがこの中に入るとは、法

律の解釈上からどうしたつて出てこない。そうじゃないですか。

○政府委員(岩武照彦君) 先ほど来申し上げましたように、この中小小売業者以外のものの小売業との紛争はこれに入るということになるわけでございます。いわゆるスーパー・マーケットにおきましても、規模の、もちろん大資本は区別しなければいかぬと思いますが、この中小小売業者でないもののスーパー・マーケット、これはこ

れに当然入るわけでございます。で、なぜこういふふうになく然とした書き方をしたかと申しまするのは、まあいろいろな形の小売行為が行われておりますし、それを一々法律で列挙いたしますのも、これはなかなか何といえますか、書きにくい問題がございますし、あるいは漏れもございまして、三しようから、一、二と続けまして、三としまして残っているものを一応一括して書いた、こういう形でございます。

○松澤兼人君 私がかう申しますこととしましては、二年前か三年前にこの法律案が提案されました、多少まあ是正されてい

ると思いますけれども、その後起つたいろいろな事態に、この法律は時代おくれになつてゐるのじやないかということを考えて、質問申し上げてゐるわけなんです。最初この法律案を作つたときには、スレパー・マーケットというよりなことは、おそらくだれも考へていなかつたと思う。ところが現在そういうものができて、各地の商店街で問題を起してゐるのですね。そのスレパー・マーケットといわゆるいわれるものが、たとえば主婦の店であるとか、いろいろな名前であつてゐるもののは、別にこれは大資本ともいえない。

そうして連鎖式でもない。それから店員の数からいって、まあ二十人かあるいは十五人くらい。さらにセルフ・サービスというをおしやつたけれども、セルフ・サービスでもない。そういう店がむしろ問題は価格の安売りをしているということで、周囲の小売業者と紛糾を起している。ですから、この条文で問題がもしあるとするならば、根拠があるとすれば、とにかくかのかのことは何もおいて、とにかく

安売りをしているとか投げ売りをしているとか、普通のいわゆる定価から見るとか、はるかに安い値段で売っているということ自体で、その周辺の小売業者と問題を起している。そういう新しい一つの商売というものができてきて、これをどうするかということが今問題だと思つたのです。この法律では、衆議院で修正を受けてきましたけれども、この法律ではそういうものも明確に把握して、それに対して規制を行うという方法が不十分だと、こういう趣旨のことを私は申し上げているわけなんです。

○政府委員(岩武照彦) 御質問の意
味よくわかりました。今のお話にあり
ましたような小売面におきます各種
の不当廉売行為は、これはこの法律全
体としてどこにも対象にしておりませ
ん。これにはいろいろな形があるよう
でございますし、それからまたこの
価格の問題を直接正面から取り上げ
て高い安いという議論をする実はい
ろいろな根拠の問題もむずかしいこ
とがございますので、考えております
のは、そういう営業方法の問題より
も、営業主体の問題を考えておるの
であります。それでは不当廉売行為は役

所はどういうふうにするかという御質問があるようでありますが、これにつきましては、われわれも各地でいろいろな話も聞いております。できますれば、何とかこういうあまりにひどい乱売といったものは、何かの形で調整して、規律ある商業秩序を維持できないものかと、いろいろ考えておるのであります。どうも現在の制度、法制、あるいは行政能力といった問題からしますと、必ずしもびたりと解決でき

る方法はないように思っておりまして、わずかに団体法の組合等がありますものににつきまして、不当廉売行為を同業者の組合の問題として何か解決する方法はないかというふうな点も検討しておりますけれども、御承知のように、価格協定は中小企業団体法で、第二段的なことになっております。初っぱなから価格協定ということではありませんので、そういうふうな廉売行為自体も、なかなか団体法の協定の問題からしましても、阻止しにくいという状況でありまして、実ははなはだ残念なことでありますけれども、因つ

ておる次第であります。

○松澤兼人君　だいぶ時間がたつたそ
うでありますから、その点もう一点が
け。薬に關係していらつしやる方もあ
るのです。乱売だとかあるいは安い値
段で売つたとかいいうお話なのですけ
ども、たとえばグロンサン、何錠入り
か知りませんが、今まで五百四
で売つていたのを二百八十円で売ると
いうのですね、これは乱売であるのか
正当の価格であるのかということ、
あなた方ではちよつと判断つかないで
しょう。消費者としては安い方がいい
しかしそれだつたら薬局が成り立つて

いかない、不当に乱売しているかどうかというのをあなた方は判断できませんか。

○政府委員（岩武照彦君） 実は、先ほど来御答弁しました中にも、そういう問題もございまして、なかなか処置がないのだということを実は申し上げた次第であります。

○松澤兼人君 それでは、衆議院の修正を受けてきておりますので、その占ちよつと二、三お尋ねしておきたい。

第一は、修正されて第三条になつております。そこでは、指定市におきましては、都道府県知事の許可がなければ市場を作つてその中に店舗を出すことはできないというふうなことになるのであります。そこで第四項にいま書いて、「当該建物の所在する市の市長に協議しなければならぬ。」という規定になつておりますが、協議しなければならぬといふことは、この法文修正の趣旨からいへば、市長と協議して同意を求めることが行政の上からいって適当である、こういう趣旨からいふ修正ができたものだと思ふのです。協議といふことは、同意を得るという趣旨を以てして協議をするといふふうな解釈をしてよろしうございしますか。

○衆議院議員(小平久雄君) 市長に協議をするようにといふふうに書きましたのは、気持の上から申しますと、先生の御指摘のように、当該市長と知事とが意見が完全に一致して、実質的に申しますと、市長の同意があるといふことがきわめて望ましいと思つて書いてたわけなんですけれども、一面知事が許可権を持つてゐるというのに、表面から市長の許可を得るというのになります。知事の裁定の権限を非常に窮屈にしようという印象がありますので、この際は協議する、こういうことに書いたのであります。従つて、われわれの気持としては、表向きは協議と書いてあります。市長の意見といふものを十分尊重して、相なるべくは両者の意見が一致したところで知事の許可をするように一つ運営をしていただきたい、かようなふうを考えております。

○松澤兼人君 それでもし協議が整わなかつたという場合には、知事が一方的に処分できるという法律の結果になると思ふのですが、しかし、他にも、環境衛生なんかの関係でも、意見が整わない場合には、主務大臣に相談して、主務大臣がこうしなさい、こういうことを規定してゐるものがあるものであります。そういうふうにした方がいいのじやないかと思ふのですけれども、その点はいかがでしようか。

○衆議院議員(小平久雄君) そこまで表向きから書くこともあるいは一方法かと思ひますが、かりに県知事と市長とが協議をいたしまして、どうも意見が一致しなかつたといふような場合に、おきましては、本法の主務はもろん言うまでもなく通産大臣が主管でありますからして、都道府県の知事が大臣の意向を聞いた上でやるというふうなことは、実際問題として非常に適切な処置であらうとわれわれも考えております。しかし、そうしなければならぬ、表向きはそういうふうな言い切れませんので、そういうことが望ましいとわれわれも考えております。

○松澤兼人君 そこにたゞ書きがあるのですけれども、「ただし、同項の許可を受けようとする者が当該市長である場合は、この限りでない。」、この場合には協議しなくてもいいといふふうに解釈できるわけなんですけれども、しかし、市長という人格といひますか、身分といひますか、市場の開闢者としての市長といふのと、それから知事と協議をする対象であるところの市長といふのは、人格が別じやないかと思ふのですけれども、そういう場合には、公設市場を開闢する場合に、事

前に協議しておけば必ずしも市長に二重に協議する必要はございません。しかし、それでなければ、自分の意思で市場を開闢するといふ場合には、申請者であるだけであつて、それに対しては逆に知事から協議を受けられないう結果になる、こういうことはどういふことになりまうか。

○衆議院議員(小平久雄君) 市場開闢者としての市長、一般の市における行政の首長としての市長といふものとどう違ふか、私もよくわかりませんが、いづれにいたしましても、市長みずからが申請者である場合においては、その申請者が出た場合に知事がさらに市長と協議せよ、こういうふうに書くことはどうも形式上いかにかと、このういふつもりでこの修正になつたわけでありまして、それとも一つは、言うまでもなく市長が出すのでありますから、市長はもうこれは、そこに市場を開闢したいといふ、もちろんそういう趣旨によつてやつておるわけでありまして、その点から見れば、こゝであつて市長に協議も要しなからう、こゝういふふうな気持であつたのであります。かりにその場合において、県知事がどうも申請が不適当であるといふような見解に立ちました場合におきましては、もちろん重ねて市長の説明を求めるとか、あるいは先ほどの御質問にもありますように、通産大臣の方の内部的な指導を仰ぐとか、そういう方法によつて、いづれにいたしましても、知事と市長といふものがお互いに了解の上に円満に協議することがあるいは許可することが行われるといふことをまあわれわれは希望いたしておるわけでありまして。

○松澤兼人君 もう一つお尋ねしますけれども、修正された第四条になつておられます。その建物の所在する市の市長を経由して、と、こゝにあります。しかし、そのあとの第五條はいいのですが、第六條の(経過措置)、それから第七條の(変更の許可等)、それから第九條の(承継)、こゝういふ場合は必ずしも市長を経由しないでもいいやうになつておられますけれども、しかし許可の申請が市長を経由してやられるといふことであれば、そのほかの経過措置、あるいは変更の許可、承継といふこともやはり市長を経由した方が、實際を市長自身が知り得るというところから適切ではないかと思ふのですけれども、これらにもやはり行政上の措置として一番初めの許可の申請と同じやうに、そういう経過の手続をとるやうに何か政令か何かでも準備規定を設けてやるというわけにできませんか、それについてはいかがでしようか。

○衆議院議員(小平久雄君) 実はこの第四條の「市長を経由して」といふことは、各先生も御承知の通り、建築関係等の権限はまあ市長が持つておるという点から、市長もこの建物の実態を知らなければ困るであらうと、こゝういふ趣旨でこの「市長を経由して」といふことをこゝに入れたわけでございます。従ひまして、今御指摘のやうな場合におきましても、冒頭申し上げましたやうな趣旨に關連する事項につきましては、当然市長を経由して書類を出すといふことが一番望ましいことであつまして、実は企業庁の方とも打ち合せしましたところ、それらの点、すなわち今先生の御指摘のやうな場合に

おきましては、施行令において市長を経由して書類を提出するようにいたすと、こゝういふことでもございしますから、さうに御承知願ひます。

○松澤兼人君 これで質問終了ですが、なお、生協、購買会などに対する質問がございしますので、また後日お伺ひいたします。

○奥むめお君 大臣にちよつと伺ひたいのですが、この法律はまあ小売商業を保護するといふ立場から、生協や購買会そのほかの販売をする店を規制するといふか、そういうものをしやまのもののやうにみなして、ここに法律が立てられてゐるのだけれども、私も消費者の立場から世の中を見ますと、きには、物を買うといふことの相手は商店であつて、あるいは生協であつて、購買会であつて、みんな同じなんです。それを政府の立場から差別的に行う。これは同じ消費者としてはどこから買おうと、これは自由なんだし、なるべくいい品物を安く売つてくれることが第一の目標でありますけれども、そゝういふ店を育てていきたい。そゝうしますと、國としてもそゝういふ方向でいくことが一番国民経済の安定だと思ふわけでありまして、どうしてこの法律でこゝういふふうに小売商業だけを現状のままで肯定して、それだけを保護することが、なぜ国民生活の、国民経済の健全な発展になるのか、これをお伺ひしたい。

○國務大臣(高橋達之助君) 国全体から考えまして、消費者といひましては、できるだけいい品物を安く買いたたい、これに合致するやうに政府の方針は進んでいかなきゃならぬといふことはお説の通りでございしますが、しかるに、

一方、政府といたしましては、すでに既存の小売業者というものが相当あり、それはやはり一つの生計を営んでいかなきゃならぬ、こういう建前にあることはもちろんのことである。ところが、それがために、小売商店というものを政府といたしましては、それが立つていけるような方針を講じるというところも一方考えなきゃならぬ。そういったしますと、今日消費生活協同組合というものが、それは消費者の人たちのためにできた組合でありますから、その組合の人たちがその恩恵を受けるというところは必要でございますが、従いまして、一方また、購買会というものは、その団体に属する人たちの購買会でありまして、その人たちが恩恵を受けるのは当然であります。が、しかし、ほかの一般の人たちは、すでに既存の小売商というものがあつた以上は、その小売商というものをある程度助けたい、ということに持つていかなければ、国の正しい道は進んでいけない、こう思うのであります。これは消費者だけの立場も考えますと同時に、やはり小売業者自身というものの立場もやっぱり考えていかなきゃならぬと、こういうふうなことから本法律案が考えられたわけなんです。でございます。

○奥むねお君 まあ消費者の立場を立てるといふことは、結局売る人たちの立場を立てるといふことなんです。すけれども、また作る人たちの立場を立てることなんです。物を売っているというところは、買入人たちが相手に売っているのですから、作ることは使入人相手に作っているのですから、だから結局、社会生活の一番の基盤をなして、

いいものを安く売らせる方法というものは、こういう法律ではできません。たとえば今大臣の管轄してなさる通産省で、電気器具が、これだけ電化時代になつて、非常に下けい売れていますが、認証マーク制度をおとりになつて、監督をきびしくしていきなつておつて、けれども、市販には、インチキな電気器具が二割五分から三割近くは入らして、います。これは、電力をよけい食ひし、漏電、停電があるし、感電があるし、すぐこわれたり、いろいろなことが、みすみす家庭経済をそこねているものが売られているのです。こういうようなものを通産省も困つて、売らせないようには指導するといふことを……生活協同組合なんかは、それは電気認証マークのないものは扱わないといふことで指導しております。一般の商人に対して、だれがそういう指導をしておりますか、通産省がそういう責任じゃありませんか。また有害色素の問題でも、一番よけい有害色素を扱っているのは、市販の小売商店なんです。こういう国民の衛生の方からいっても、経済の方からいっても、みすみすこれをそこなうようなものを売つたり扱つたりしております今の小売商人を、どうしたら消費生活助ける、国民生活をよくするためにいれり手になれるか、よい助言者になれるかといふことを、こういう法案をお作りになる前に、私は考えなければならぬのだと思ふ。こういう現状をこのままに認めておいて、そして協同組合があるからいけないのだ、農協が物を売ることからいけないのだ、

そんなあさはかな考えで、小売商人が立つてゆけるとお考えですか、いかがでございますか。

○國務大臣(高橋達之助君) これはなかなか大きな問題であります。衛生といふ方の問題から申しますと、衛生と、小売商を取り締まることは当然やるべきことでありまして、これは法律をもつて当然やつていかなければならぬと存じますが、価格の問題につきましては、小売商といふものは、何らの保護を受けておりません。これは各自がやはり直接自由競争をもつてやるわけでありまして、その店が悪いものを高く売れば、自然売れなくなる、これはもう経済の自然の道理でございます。従いまして、そこに消費生活協同組合といふものは、これは禁止しているわけではございません。それを作るなら作られたらいいわけです。それはその方々の自由でありますから、その間の自由競争といふものを認めていくといふことは変りないわけでありまして、それで、消費生活協同組合の人たちは、その組合の者だけでまかなつていくならなんです、それ以外の者をみな吸収されるというところになれば、付近の小売業者は、立つていくことはできないわけでありまして、これはやはり小売業者を保護していかなければならぬ。今、奥先生のおっしゃつたことは、衛生上悪いものを売るといふことは、政府は当然取り締ります。が、価格の面につきましては、やはり自由競争を認めてやつていくといふことは必要だと考えます。

○奥むねお君 普通、全国的にそうですけれども、価格の問題で、私などは、小売商人といふものは、物を賣う人の親元だと思つておる、そういうふう

うに思ふべきだと皆に言つております。売るといふことは、買入人のために売つていけるのですから、親元ですから、悪い物を売るといふのは、それはなにかといたひのです。これは榮えてくれなければ、こつちが困る、家庭が困る、この立場は厳然と持つております。だけれども、一般に、全国的に、大臣も一度ごらんになつて下さつて、いと思ひますが、生協がありますところでは、まわりの小売商人は、生協の値段を目安にして、一日一度は見にきます。生協でニンジンを生協で売つておるか、卵を生協で売るか、見にきます。それがあつたことによつて、基準がきまる、あるときは、暴利をむさぼりたかつたけれども、それをやめる。やめてもきつと商売になるのだからと思ひますけれども、生協は、それだけの消極的なよい功績をあげております。そういうことも一つお考えに入れておいてもらわなければ困ると思ふ。で、ここでは、農協、生協のことは、またあとで、私、次の質問に移りますが、もう一つ、ここで大臣のお考えを聞いておきたいことは、これを大づかみに言いますと、生協とか農協とかいふもののようにみなされる、これらのものは、営利事業でないといふことなんです。小売商業は営利事業なんです。が、営利事業でないものと営利事業とあるわけなんです。で、私どもからいへば、世の中の人間の活動といふものは、対して、必要な手数料を取ること、これは公然とガラス張りの中で取るべきだし、しかし、不当に手数料を取つて暴利をむさぼることが間違ひのもんだと

考えておりますけれども、生協など、ことに法律で営利を目的としてならないうと書いてあります。農協だつて、これは生産者が一緒になつて共同にこれを販売するという事業であるにすぎないのです。こういうものを小売商業と対立させてお考えになるという事は、われわれの家庭の消費生活というものをすべて営利事業にまかせるという建前でいらつしやるように私は思うのですけれども、いかがですか、この点について。

○国務大臣(高橋達之助君) 私は、消費生活協同組合とか農協だとかあるいは購買会というものを阻止するわけじゃありません。これはこれとしてあるということ、小売商業と並立していく上に、また、小売商業が暴利をむさばるといふふうなことの防止には、消費者からみてみれば、一つの基準を示してくれるものであります。従いまして、これはあつていいことでありますから。しかし、営利でないものが、その力を、さらにその範囲を広くしてしまつて、従前立つておる小売業者に対して大きな支障を来たすということ、これは、小売業者の生存を脅かすことになりまますから、これはやはり考えていかなければならぬというのが、この法律の建前でございます。

○奥むめお君 あとでまた、衆議院の方の説明をお聞きしてから、私、次の機会に質問することにいたします。

○理事(島清君) 速記をとめて。

○理事(島清君) 速記を始めて。

○奥むめお君 第十五条の(あつせん又は調停)、この紛争の問題でござい

もののほか、中小小売商以外の者の行う一般消費者に対する物品の販売事業に關し、ここにこれを修正したいというところが、農協の立場からも出てくるやに聞いております。農林委員会からも出てくるやに聞いておりますが、この中へ農協の共同出荷の問題が含まれることは、私も反対でござい

ます。同時に、生活協同組合も、これはワクをはすしておくべきだと考えますが、これについていかがですか。たとえば「中小小売商以外の者の行う一般消費者に対する物品の販売事業に關し、」の中に、生協、農協がござい

ますね、あるいは、婦人会なども、ほかのやむなき目的のために共同購入をしております。そういうような場合もあると思ひますから、こういうものに對して、近所の小売商人から、何かあつせんの依頼を申してきたとき、それに對して紛争が起るといふうなことは、この法律では認めていたつしやいますけれども、そこを直すことは、これはいかがですか。それは、衆議院でそういう問題は出ませんでしたか。

○衆議院議員(小平久雄君) 今、奥先生御指摘のような問題は、衆議院の段階におきまして、実は熱心に論議をされたのであります。そこでわれわれが聞きましたところでは、かりに農協関係だけについて申しますならば、一つはこの第三号にいわゆる「中小小売商以外の者」という中から農協をは

き、全然はずせという御要望、それからもう一つは第十五条の第一項の問題の取り上げ方をうたつた点であります。それは御承知の通り原案には、「中小小売商の事業活動の機会を確保す

るため必要がある」と認めるときは、すみやかにあつせん又は調停を行う」べきだ、つまり「小売商の事業活動の機会を確保するため必要がある」と、こういう場合だけの問題を取り上げるんだ。従つてこれは初めから中小小売商の立場に立つて問題を取り上げることになるだろう、それではどうも困る。まあ主としてこの二点についての御意見をわれわれは拝聴いたしましたのでござ

います。そこで私もどうもいたしましては、とにかく小売商と小売商以外の者の何らかの紛争が、いろいろ形態はもちろんならありますが、そういう場合でもかかにも紛争があつた場合におきましては、これを相手方がどういふ場合でありまして、とにかく紛争であるという事実は事実なんでありま

すからして、これを都道府県知事がこのあつせんあるいは調停をいたすということは、これはそのまま認めてよろしいのではなからうか。ただしこの第十五条の第一項にうたつてありますように初めから問題の取り上げ方を小売商の事業活動の機会を確保する、そのために必要となるときだけ、これは取り上げるんだというふうな建前でありましては、どうもこれはやや偏した立場で問題をとり上げる、こういうことになり

ますので、広くこの「物品の流通秩序の適正を期する」、こういうた広くまた公正な立場から問題を取り上げて紛争の当事者に臨み、その間のあつせん、調停をする。要するに問題の取り上げる態度と申しますか、根本がそういうことになりまますならば、ましてやあらゆる紛争についてこのあつせんないしは調停ということをやつても、一向差しつかえないというばかりでな

く、むしろ場合によつては、進んですらそういふことを取り上げ、早く解決してもらいたいと思ふ。それがむしろ一般消費者なりあるいは国民なりのためではなからうか、まあそういう考えのもとに、第三号の方は修正をいたさず、第十五条の第一項の問題の取り上げ方のところだけを修正をいたした、こういういきさつでござい

ます。○奥むめお君 これはすでに農協にも、生協にも、農林省、厚生省に法律がございまして、別の方針をもつてこれ

はやつていられる仕事でございませう。私も、今これは消費者のためだとおつしやいますけれども、それを断言して下さつては非常に迷惑だ、そういうことね、消費者としては自分たちの買物生活にいい方を選ぶのですからね。これは、消費者はそれを選ばばよろしい、ですから紛争が起きたときに、一方的にそつちの小売商の立場だけで、それをあつせんに乗り出されるということ、それは、私もからいえば、それは御親切余つて迷惑だということを申し上げておきます。

見地からあつせんなり調停なりをするようにと、こういうふうに直したわけなんです。原案とそこは同じ御趣旨で原案を修正したわけでありませう。

○奥むめお君 一応これで……

○高野一夫君 私は奥さんとあつ

つと交つた考えを持っていますので、この生協、購買会、マーケットなどが不当な逸脱した行為を行なつて、そのために不当な圧迫を小売業者は受けるという場合は、あくまでもこれは避けさせなけりやならぬという考え方について、最初の政府原案の精神に全く賛成です。そこで衆議院側と大臣に、政府側に伺ひたいのは、かつてないような修正が衆議院において行われたのでござい

ます。生協のあり方について規制をする第三号、第四号ほとんど全部削除であります。そうしてこれがあつて、

まいの方の、多分消費生活協同組合法の改正ということでもあつたことになつておるのだらうと思ふのであります。これはどういふ意味でありますか。私はまず衆議院側に詳しく説明を伺ひたいのであります。この消費生活協同組合の規制についての三、四

条を全部削除して、消費生活協同組合法の改正にもつていつた。付則の方に付けて改正にもつていつた。これについていきさつ並びにこれがどういふ意味であるか、私はその意味がわから

ない。これを一つ、まず修正をされた衆議院のあり方について説明をお願いいた

す。

○衆議院議員(小平久雄君) 実はきよ

う衆議院の方から社会党の松平君が見えておりませんので、私からだけ申し上げることはどうかと思ひますが、まあ、私は衆議院の商工委員会に設けられま

したこの法案審査のための小委員会の小委員長を勤めさせられましたので、その立場からいきさつを申し上げたいと思います。

今、御指摘の、高野先生の御指摘の点でございますが、実はわれわれもこの生協の員外活動に対する規制という問題は、これは政府原案のように本法の中でやはりやるのが適当である、これは、われわれはまあ自民党の議員という立場からいたしますれば、そういうことをみんな考えておつたんであります。というのは、本法はいうまでもなく、この小売商業の立場からする法案でありますからして、この法案の中に、生協の員外活動というものが、小売商といわば問題を起しておるような場合には、この法案の中にうたつてよからう、こういうのもちろん見解であつたのであります。これに對しては、一方に消費生活協同組合法という法律があるのである。いわば生協に關するこれが母法であるという御主張でございます。われわれは今申し上げたような立場からいたしまして、生協法というものは、生協の育成というが、監督というが、そういう育成、監督のためにできているこれは法律だし、今回の法案に盛つてある内容というものは、小売商の立場からむしろ必要なることをうたつてあるのだから、この事項に關する限りは生協法が母法でないといふ見解を当初とおつたのであります。しかしながら御承知の通り社会党からは商業調整法案というものが出ておりました。この商業調整法案も二十六年国会から数国会に及んで、ついに成立をしないで今日に及んでおつた、こ

ういういきさつからみましても、われわれはなるべく日本社会党との間に話合いを続けまして、本来の目的をお互いになるべく失わない限度において、できるだけの妥協もこれは必要であらう、こういう見地から生協法に關する規定だけははずす、こういうことに同意をいたしましたのであります。ただし修正案をこらん願つてもおわりの通り、生協の員外活動の規制の關係の規定を生協法に移しますという、法律自体の所管大臣というものが厚生大臣になる。そういう見地から、どうしても小売商の立場から通産大臣が必要なる最小限度の権限というものは、どうしてもこれは確保しておかなければいけない、こういう立場からいたしまして、この今度の修正案によりまして、生協法の第十二条に加えられる四項がございまして、その中の第六項におきまして「厚生大臣及び通産大臣は、必要があるとき、前項の措置をとるべきことを指示することができ」という規定及び第七項にありまして「通産大臣は、必要があるとき、組合員以外の者に物品の供給事業を利用させている状況に關して必要な報告を求めることができ」と、こういう規定を生協法の中に入れることによつて、小売商の立場からする通産大臣の権限と申しますか、そういうものをやはり明確にいたしておく、かような修正をいたしました。社会党の側におきまして、これでけつこうである、こういうことで、両者の話合いがついた、こういうことでございす。どうぞ御了解願いたいと思ひます。

○高野一夫君 重ねて伺ひますが、生協法の改正でありましたならば、何も商工委員会に持つてこなくとも、社会労働委員会でもございんだ。ところで社会党の商業調整法案は、私は個人としては、あの中にとるべき点も幾多あると思うので、あの調整法の本文を取り入れて、自民党が政府案と調整した修正案を作るといふならまだわかる。ところが社会党の調整案も別に本文の中に盛り込んでいない。しかも政府の原案にあるところの重要部分はほとんど削除されておる。前の購買会の事業も削除されておる。ことに消費生活協同組合の方がまた生協の法律の改正で出しておりますが、第二条の第二項の第三号、購買会事業に対する問題等につきましてはこれを補う、そういう別の問題はほかのところに出ていないように私は思ふ。よくわからぬけれども、どうもそういうふうに思ふ。しばらく私も留守にしたいので、どうもよく様子がわからなくなつたので困つておるわけでありまして、これが今あなたのお話にありました通りに、われわれの考え方というものは、この法律ができ上りますれば、この法律をもとにして行政の運用の妙を發揮するのは通産省である。これに一つの期待をかけておるわけでありまして、そこで育成をする、取締ることをよりやらない厚生省と、一方の、全体の通産省のあり方を眺めながらその安定策をはかつていこうといふことを使命にしておる通産省とのあり方というものは、おのずからやはりかわつて参ることは、今のお話の通りなんです。従つて生協、購買会等について、特に今生協の法律はございしますが、この生協に対する規制というものが、通産大臣の主管において、通産省の行政官がこれを守つて、中心にしておる、そしてまた厚生省にいろいろ連絡をとつてやる、あらゆる判定が通産省が責任をもつて判定を下す、こういうところに私は非常に大きい意味があると思ふ。それを全部、三条、四

条削除、二条の二項の三号削除、そしてつて、しまいに消費生活協同組合法の一部の改正、これは今の御説明の通りであるけれども、それに現行の生協法の十二条の第三項に組合員外に売らせる場合は当該行政庁の許可を得なければならぬといふことは、ちゃんと書いてあるわけですね。その点、ただそれが多少これが詳しくなつて通産大臣がこへ入つてきたというに過ぎないのであります。生協の運営はあくまでも厚生省が中心になることではありますから、これは生協に対する規制、生協の逸脱した行為を防いで、そして適正なる小売業の安定をはかるというところ、この行政措置といひますか、そういうやり方は、なかなか私は通産省でうまくできないはずだと考へます。これは私は大臣に伺ひたいのであります。これは大臣は衆議院で、どういふ修正案を政府が突きつけられて、どういふふうにお感じになつたのであるか、最初の政府案というものは、これもまだ完璧じゃないけれども、まだまだ私はいいと思ふ。それが全くのこ

ういう未曾有の大修正をやつて、換骨奪胎もはなだしい修正があつた。その修正案を政府は押しつけられて、通産省は、通産大臣は責任者としてこののが、最初原案を出しになつたような行政措置をおとりになれるとお考へになるかどうか、まずこの見解をお伺ひします。私はこの法案については修正後の問題につきましていろいろ質問したいことがありますが、きょうは時間がありまから一、二の点にとどめて、明日また詳しく質問したいつもりであります。取りあへず今の点について大臣の御見解を承わつておきたい。

○國務大臣(高橋達之助君) 現在小売商が受けております圧迫はいろいろございまして、生協の員外活動によるこの圧迫というものは大なるものがあるが、しかしこのものにつきましても、先ほど委員から御指摘のごとき生協のごときは営利をやつておるのではないといふことが前提でありますから、そういうふうな点から考へまして、購買会とか他のものと比較いたしますれば、多少趣きを異にしておる、こういうふうな關係がありまして、どういふような關係がありまして、この衆議院で修正されました案につきましては、必ずしも完璧ではありませんが、これはほかのものが実行できるという上からいまして、これでまずもつて進むべきものである、こう考へたのであります。

○高野一夫君 それは大臣おかしと思ふ。大臣は、政府のあなた閣僚として、通産省の大臣として責任をもつて最初の原案を政府が国会に出した。なつた、われわれも党においてこれを承認をした、それをこいうような全く内容が違つたような法案に修正されて、そしてこれが完璧でないけれども、これでもつて受取つて仕事ができ

ると、こういうことが大臣お考えになりますか。それは大臣おかしいと思えますよ。それなら最初からこんな大修正をされるような法案を作らないで、そうして最初から生協の改正案を社労の委員会に厚生省から出される、こっちは骨抜きになった案を出しにしなければ、そういうやつさつさ衆議院で騒がなくても、参議院で騒がなくても、もつと早く通つておきます。足かけ三年ひつかつておられます。足かけ三年もひつかつて、しかも最初のは衆議院でほとんど一回も審議をされておらない、臨時国会でも審議をされておらずして今回三回目を出して初めて審議をされる。それはどやどやさつさがあつた法案であつて、それはどやどやの間において、反対党と与党の間で引つかつた法案です。それを三回もお出しになるなら、大臣としては、政府側として相当の決意をもつて、これはやはり政府原案を通してもらなければ仕事ができるわけがないという決意が、おありにならなければおかしいと思う。それがこんな大修正をされて何とか仕事ができるというのなら、最初から政府案を出す必要はありません。われわれ与党にありながら、何もこんな心配をする必要はなかった。私は今の高橋大臣の御説明を聞きましてまことに意外千万です。私はどつちかというところ、こんな法案なんというものは、この際むしろ御破算にしてしまつて、大臣は最初この政府原案を出しになる決意がおありになつたはずなんです。それから、それならば、こんなやうなことで通産省が責任をもつて仕事ができると思えないから、これは御破算にしてくれ、そしてあと次の国会に政府はも

う一べん出し直すぐらいの決意をお示しになるなら、これは社会党とも御相談をして何とか考えようがあつたのだけれど、今ふたたびの説明を聞くに至つては、私は与党の委員といたしまして、まことに遺憾千萬だと思つて、これはもう時間がありませんから、また私もちよつと用もありますから、明日さらに引き続いて、細目の点について私は伺いたいと思つて、もう一点、それではあらためて伺いますが、大臣と企業庁長官は全国の有数なと申しますか、どこでもいいけれども、生協、購買会やマーケット街の実地について御視察になつたことがありますが、か、もしおありになるとするならば、どこををならになつたか、実地に御調査にならなければ、どういふふうな仕事ができるのかおわかりになるはずがないと思うのです。参考のために伺いたい。○政府委員(岩武照彦) 生協、購買会は特にたくさん見ておりませんが、一、二は見えております。それよりもむしろわれわれとしましては、各地の知事あるいは商工会議所等から生協、購買会に聞かれますいろいろな紛争の報告を受けております。そういうことに基きまして原案を作成したわけでございます。当初第二十六国会に出しました原案よりも前国会の原案はこの点につきましても、若干何とないますか、小売商の保護という点について配意をしておるつもりでございます。従いましてわれわれ事務局としましては、当国会に出しました政府原案が現段階では一応完璧とは申しませんけれども、十分やつていける法律だといふふうに考へて提出した次第でございます。ただ……

○高野一夫君 私はそういうことを聞いているのじゃないのです。私は大臣と企業庁長官に全国の生協や購買会、マーケット街を実地に御視察になつたことがあるかどうか、あるならばどういふところををならになつたか、こういうことを伺つてゐるのです。それは改正案の条文に關係があるのです。おそろく今の御答弁で、まあ大臣は仕方がないにしても、企業庁長官もろくすつ御存じないと思つて、生協の発祥地である米子に行きまして、あるいは生協、購買会の盛んな北九州の方にいきまして、この修正案にあるようなことはすでに行われてゐる。員外利用者の出入りを禁ずる、員外利用者の御利用を禁じますと札がちゃんと書いてある、書いてあるけれども、一般の人は堂々として入つてゐる。全くデパートです。そして平気で売つてゐる。利用券がなければ売れませんといふことも書いてある。書いてあるところも、これは自発的でありまして、書いてある。それでも堂々として入つて書いてある。それでも堂々として入つて書いてある。私どもが行つても買えるのです。しかも益、暮れがくるといふと、一般の小売業者のように益、暮れの特売の宣伝カーを飛ばすのが大きい購買会、大きい生協の実態なんです。でありますから、すでにこの生協の法案の改正案の中に盛り込まれてゐるやうなことは、現在やつておつて、ちつとも行われない。それをいかにして行わせるかといふことを、今後通産省の、あなたの方の行政措置に私どもは非常に期待をかけておつたのです。それが今までやつておらなくて、そして今度新たにこれをやる。それなら規制ができるというのなら、私どもも場合によつ

ては了承するかもしれない。しかし現在これが行われてゐる。札だけがかつてゐる。それでも実際にいへば、ほとんど一般の市中の人に売る。八幡の人口二十八万の一般市民の消費生活は一体どこから品物を買つてゐるか、一般の従業員でない者、あるいは購買会だの生協の組合員でない者がどこから品物を買つてゐるか、小売業者が一般にどれくらいいふ影響を受けてゐるかといふことの統計がいふは、通産省で私はお取りになつてゐるはずだと思つて、通産省も福岡にあるのだから。だから私は実地にごらんになればわかるかと思つて、いかにもこの修正案が無意味であるかといふことを私は申し上げたい。こんなことをやつても行われないのです。どうしてこれを行わせないか。これと同じやうな文句が本条にある、それは本条にあつても同じやうな文句が本条にある、それは本条の、規制に当るものが、小売業者の立場をよく理解できる通産省のあなたの方がおやりなもので、この法律の運用の妙に私どもは党員として期待をかけても、それがこつちやうな大修正が行われれば、本文が削除されて全然別個の法律のやうに大修正になつた。その修正の内容は、現在行われてゐる、やつておつて、しかも実際はやられてゐない、これが実態です。でありますから、今通産省大臣の高橋大臣が修正案でもつて何とかやつていくとおつちやうな気が全然私にわかりません。もしも、そういうやうなことで、この原案でやつてもなかなか容易でないが、この修正案で通産大臣がやるとおつちやうなとなれば、私は党内においても、そ

れは全く通産省大臣の認識不足といふことを同じ党員として申し上げたい。この点は私は遠慮会釈なく申し上げる。また修正するならば、せめて先ほど松澤さんたちの方から出た調整案、あの調整案のメーカー、問屋の調整と、ああいうところの条文でも持つてきて、政府原案と突き合せて政府原案を作るならまだ完璧なものができるといふやうな、そういうものが一つも入つてゐない。そして今私が申し上げたやうな無意味な法案が参議院に回つてきたといふ実態です。私は長く旅行しておつて党の会議にも参加できなかつたので、今こつちやうなことを申し上げては、私自身まことに申しわけないといふことで、これはおわびは申し上げますけれども、こつちやうな意味において、この法律案の私は今後の審議は相当慎重に審議しなければならぬのじゃないかとこつちやう考えます。詳しくは明日……

○豊田雅孝君 大臣に伺いたいと思つておられますが、この購買会、生協あるいは共済組合の問題、これの基本的問題といふのは一つは廉売の問題、一つは員外利用の問題にあると思つて、これは員外利用の問題は大体購買会や共済組合あるいは生協、これと普通の独立小売商と比べて見た場合に、税金も違ふし、それから支払う給料も違ふ。場合によつてといふと給料なしで働いておられるところも購買会などにはあるわけでありまして、また運転資金自身も大企業、大会社の方から場合によるといふと、きつめて安い利子で資金を融通する、それからまた建物はほとんどただ同様で提供する、こつちやうな建物の違い、それから資金が第一違

い、給料も違ふ、税金も違ふというこ
とになれば、安く売れるのが当然であ
りまして、その安く売れることに對し
て、家族を養ふなければならぬ者、本
業の立場にある者、この小売商の立場
を守るということは、私は日本の失業
問題、人口問題、あるいは国全体か
ら考へて当然なことだと思ふのであり
ます。それからまた一面において員外
利用の問題であります、コーペラ
ティブは御承知のように英國から始
まつたわけでありまして、英國の人口
の少い所で、十分に配給なども手が届
かぬ所では、コーペラティブも必要で
あり、場合によれば員外利用も必要で
す。あるいはまた日本でも山間僻地な
どにコーペラティブがある場合は、そ
れが組合員あるいは従業員以外に売
るというよりなことも、それは必要な場
合もありましよう。しかしこれはあく
まで例外的でなければならぬと思ふの
であります。そういう点から見ますと
いふと、員外利用ということとは大きな
現状から見ると行き過ぎになつて
いる。この点に對してこの是正をす
るべく、調整をするべく立案せられた
のが今度の法案でありまして、私とも
から見れば、まだまだ非常に不十分だ
と思ふのであります。

その具体的な例をいたしまして質問
をするのであります、生協の方は員
外利用の許可を制限するようになつ
ておりますけれども、許可をしたのち
において、はなはだしい販売が行われ
て、そうして著しく一般小売商の生活
を乱すというふうなことにまでなつた
場合でも、これは禁止をしないといふ
ことになつておるようでありまして、
この点について私はどういふもののだろ

うかと思ふのであります。許可をする
ときには十分考へるらしいですけれど
も、許可をしたのちにおいて、著しき
弊害が出てきた場合に、何とも手がつ
いておらぬというふうなことは、これ
はどういふものか。この点についてま
ず伺いたいと思ふのであります。

○政府委員(岩武昭彦) 先ほど申し
ましたように、私の方でもいろいろな
クレームが来ております。そこでこれ
はまあいろいろな指導方針はあると思
はますが、やはり消費生活協会は市販主
義で、付近の小売商の市価とあまり違
わないところで営業されたらどうか、
そうしますれば、当然原価の安いもの
もございませうからして、かなり利
益になるわけでありまして、それを
利用分量に応じて還元配当される、こ
れは私、消費生活協同組合の基本的な
運営の態度ではないかと、こういうふ
うに考へております。しかしながら現
状においては、実はそういうことが行
われてゐることは割合少いわけであ
ります。しかも御指摘のように、かな
り員外利用の許可を受けないで員外利
用が行われておるという報告も多つて
おります。で、あまり激しいので、米
子にありますが鳥取県の西部勤労者消費
生活協同組合であります、これにつ
きましてはそういう弊害がありますの
で、たしか一べん員外利用の許可をし
ましたのち取り消したという事例もあ
ります、まあ依然として員外利用
は跡を断つていないというふうな報告
になつております。購買会の方は、こ
れも都市によりましては非常に小売業
者に影響があるわけとございませう。こ
れはとも利益還元というわけには参
りませぬので、むしろ特別会計式に、

その部分だけ独立採算で営業するよう
にしたらどうか。これがまた本来の姿
であるべきだろうと思つております。
建物も、また従業員の給料も、あるい
は運賃、その他の金利も、すべてこの
商品の売り値にかけられる。会社側から
それに対して特定の補助ないし支出は
しないという建前で運用されるのが本
来の姿じゃないかと思つております
が、なかなかいろいろ事情があるよ
うで、そういう運用をされてゐるとこ
ろは少いようでございます。しかも割
合に安いものでございまして、町中
等に営業所がありますれば、かなり員
外利用も行われてゐるという報告があ
るわけとございませう。

○豊田雅孝君 今私が尋ねたのは、こ
の生協の方では許可をするときには、
いろいろ事情を勘案していくというこ
とになつてゐるわけでありまして、そ
の許可後においては、はなはだしい不
当な事実が現れた場合に、これを押さ
える道があるのかないのかというわけ
であります。今、高野委員の指摘され
た米子の生協などは十分に目に見えて
おります。もうそれは実に目に余るよ
うな、そこらの小型のデパートと同じ
ようなものでありまして、実に目に余
る状態でありまして、こういうものを
押さえることができるのかできないの
か、その点であります。それから一方
においては、購買会の方は第二条で員
外利用のあまりにはなはだしい行き過
ぎの場合には禁止ができるということ
になつておる。生協の方はそれができ
ないといふことだとアンバランスじゃ
ないかと、これはどうなんですか。

○政府委員(岩武昭彦) 生協法の建
前によりますれば、そういうような法
令違反の事実等がございしますれば、審
査の上、営業改善命令を出します。主
務大臣から営業の改善命令を出しまし
て、なお、改善の効果がないときには
解散命令まで出せることになつており
ます。おりますが、実際問題として
して、それにつきまして打たれた措置
は、あまり詳しいことも存じません
が、先ほど申しましたように員外利
用の許可の取り消しという程度にとど
まつておるようでございます。許可取
り消ししましたも、またなかなかその
効果が及ばないといふのがあの組合の
実情だつたやうであります。

○豊田雅孝君 それではこの員外利用
の取締りの実際問題であります、こ
れも実に困難な問題であつて、今回は
組合員なり従業員であることが明瞭で
ない者に限つて証明書を提示させると
いうふうなふうになつてきておるの
であります、果してああいうことがで
きるのかどうか、非常に私は疑問に
思つておるものでありまして、この点
時間がありまじから、実際上の取締
り方についてどういふふうにするの
か、そういうことを次回に一つ明らか
にしてもらいたいと思ふわけでありま
す。

それと、これは今後の一つの大きな
問題になると思ひますので、できれば
大臣にお答え願ひたいと思ふのであり
ますが、価格の維持をはかつていく
要するに適正価格の維持をはかつてい
く問題、これにつきましては、まあ先
ほど岩武長官は、今度の法案は全然触
れておらぬのだといふ答弁でありまし
た。まことに遺憾であります。しかし
それについて、今後どうしていくか
という問題であります、これにつき

ましては、私は再販売価格の維持契約
に関する法律があるわけでありまして
この再販売価格の維持契約に関する法
律では、薬とか化粧品程度は、これに
よつて価格の縦の系列の協定ができる
ことになつておるのであります、と
ころがこれにまた大きな穴が空いてお
りまして、生活協同組合あるいは購買
会、こういうふうなものは除かれてお
る。従つてこの縦の系列で価格の協定
が普通の場合はできるけれども、穴が
空いておるために、ほんとうの効果
を現わしておらぬといふのが事実であ
ります。これは安朗に売れることは、こ
れは事実なんでありまして、またし
てこれをどういふというわけであり
ませんが、そのかわり岩武長官の答弁
にもありましたこと、これは歩戻
しとか、あるいは組合員に對する還元
方法を考へるということによつて、市
価自身を崩さぬといふことに、これは
あくまでやるべきじゃないか。それで
ないといふと、これはアルバイト的に
いくものによつて、本業自身が大きく
ゆるがされてくる。これが日本の失業
問題あるいは思想問題にも、大きく影
響してくるということになるのであ
りますから、この点については確たる
方策を立てなければいかぬのじゃない
か、そういう点について、再販売価格維
持契約に関する法律の穴をふさいでい
く。そうして歩戻しなどの方法でやつ
ていけばいいのであります、それに
ついてやる御意があるかどうか。

それからもう一点は、品目を漸次拡
大していく必要があるのじゃないか。
薬や化粧品だけに限定しないで、これ
によつて初めて私はこの価格の維持が
できるのじゃないか。それでないとい

うと、中小企業団体組織法を作つてみたが、小売関係については価格協定はまかりならぬ。今度小売商業特別措置法ができて、価格については何にも触れておらぬ。ところが価格が崩れることによつて全国小売商百五十万の生命線がまさに崩壊しようとしておるのではありませんか、そういう点において、せめて再販価格維持契約に関する法律の整備拡充強化、こういうことをおやりにならぬという、今回法律を制定せられる趣旨が没却せられるのじやないかというふうに考へるのであります。これにつきましても大臣並びに長官の御意見を承わつておきたいと思ひます。

○政府委員(岩武照彦君) この独禁法にございます再販価格維持契約の施行上の問題でございます。品目の問題につきましても、現在は化粧品等は割合に少ないのでございまして、最近いろいろな問題になつております電気器具等につきましても、この政令によらしめることがあるいは適当じやないかというふうに、われわれとしても考へておるわけでありまして。ただ電気器具につきましても、若干化粧品等とは違ふ問題もあるようでございます。何といひますか、すぐできるかどうかと問題がございまして、でき得ればこういう方向で指導して参つたらどうかと思つております。

それからもう一つは、こういうふうな再販価格維持契約によつて届けられております品物につきましても、実はその届出価格を下回つた不当廉売が行われておるものがある大阪方面にもあるようでございます。これにつきましても、そういう再販価格維持

契約による届出価格を守らうという商業組合、つまり団体法によります組合の協定は、一切の団体法に載つております価格協定に該当するかどうかという問題があるわけでありまして。でき得れば、そういう価格協定には該当しない、これはむしろ販売方法の制限というふうな協定というふうに見て、せめてあの届出価格を守らうようにしたかどうかということが一つの解決点であります。これにつきましても、実はまだ、公正取引委員会の事務当局とも検討を進めておりますが、結論に到達してはおりませんが、先ほど質問がございましたように、不当廉売の状況を現在のまま放置していいというわけにはならぬのであります。せめてよりどころのあるところもつかみまして、事態の解決に資したいと思つております。実はまだあの問題につきましても、目下検討中でございまして。結論を得てはおりませんが、でき得ればということでは御答弁いたした次第であります。

○豊田雅孝君 もう一点、それに関連してお尋ねしておきますが、それは再販価格維持契約の法律によつて価格の協定をやつておる品目のものについては、中小企業団体組織法による商工組合を作つた場合に、価格協定を認めて私はいいのじやないかと思ふのであります。この点について御意見を承わつておきたいと思ひます。

○政府委員(岩武照彦君) 再販価格維持契約の届出価格を守らうという協定が、団体法の商工組合ができました場合に、あの価格協定が当るかどうかという点が実は検討を要する点でございまして、普通価格協定と申しますと、

新しい価格形式に関するものではなからず、一応考えられるようなこともございまして。すでに届出された価格を守らうという協定は、あの団体にいいます価格協定とは違ひはしないかという議論も実はあるわけでありまして。その点の話を目下公正取引委員会の事務当局に進めております。また結論を得てはおりませんが、そういうふうな点も一考りかかりにしまして、あまり目にあまる不当廉売の点を検討したいと考えております。

○豊田雅孝君 せめて今申し上つた点ぐらひはぜひ実現をせられたいと、その点高橋通産大臣に大いに期待をかけるわけでありまして、ぜひその方向でお進み願ひたいと思ひますが、この点について大臣の御所見を伺つて、そうしてまた質問したいことが幾つもありまして、この程度にいたしまして、あとまた質問をいたすことにいたします。

○国務大臣(高橋通産) いろいろ紛争が起りました主要な点は、結局価格の問題と思ひますが、かりに府県知事が、協定をいたします主要の問題につきましても、問題は結局のところ再販価格維持契約というものを法律的に認めることが非常に重要な問題と存じまして、この点は十分公正取引委員会と協議いたしまして実行に移し得るように進めたいと思つております。

○上原正吉君 時間がありますから簡単に伺ひたいのです。これは公正取引委員会に伺ふことだと思ふのです。大臣が出ておいでですから伺つておきたいのです。消費生活協同組合法によりまして、許可すれば員外者に販売できる、こういうことが定められて

おりますが、あれは消費生活協同組合を作らして育成したいという立法当時の必要からされたと思つていいわけですが、ところが今日審査でお聞き及びのようによ、消費組合が一般の小売業者に脅威を与えているという事実が發生しておるのです。この辺、消費生活協同組合は大臣のおっしゃる通り組合員に利用させるために結成されておるわけでございます。これが員外者に販売して業界に混乱を巻き起すということとは、法律の目的に反していることなからず、この辺で、もう消費生活協同組合法をこれは何か一つ改善して、員外者に利用はさせられぬといふふうな改めなければならぬと考えております。この点から通産当局としてそうお考へになつてよろしい時期ではないかと思ふのですが、大臣並びに岩武長官はどんなふうにお考へになつておりますか、お答えをいただきたいと思ひます。

○政府委員(岩武照彦君) まあ生活協同組合法の所管でもございせんし、あまり立ち入つたことを申し上げることはできませんが、ただ員外利用にも、極端に言ひますと、一人でも組合員外に売つてはいかぬということになりますと、あるいは山間僻地の職域の組合等につきまして不便が起る場合があるかも知れません。あるいは要生活保護者でありますとかというふうな特殊の者に対して、ある制限のもとに販売をする場合があるかも知れません。私としては、現在厚生省が員外利用の許可を与えるにつきまして、一応基準としまして、今申しましたような山間僻地で小売のない場合であるとか、あるいは要生活保護者で一定の官庁の

発給した証明書を持参した場合とか、あるいはこれは今まではそう必要がないと思ひますが、酒、たばこ、米等のいわゆる一種の統制商品の登録制というふうなものに限つて員外利用は許可してもよろしいという通牒を実は出しておるわけでありまして。ほんとうにその辺のことが厳格に守れるようであれば、それは員外利用の趣旨もわからぬわけではございせんが、大体協同組合法の趣旨を考えますれば、やはり員外利用者には力を入れますならば、員外者に対しましてサービスも落ちますし、いわんや先ほど申し上げましたように時価販売の利益還元という根本の運営方針から考えますれば、やはり員外販売といふものはよく必要やむを得ざる特殊の場合だと思つております。

○上原正吉君 それは、岩武長官の御答弁に満足しているわけではないのですが、いずれこの点はあらためてお伺ひするとして、先ほど大臣の御答弁の中に、購買会は当然その事業所の従業員のためにあるのだから、これが安いのも当然であるといふことで、購買会の事業活動はきわめて当然のことのようには私承わつたのですが、私は実はそうは思わぬのです。購買会といふものは正規の営業ではないのです。組合でもなければ商店でもないのです。株式会社でもないのです。ですからそれが経済活動をやるといふこと自身がすでに間違ひだと思つております。これは厳重に規制しなければならぬ事態だと思つております。ことに先ほどだれかが指摘したように、購買会に対して、事業所つまり会社が場所を提供したり、あるいは人を提供したり、資金を提供するといふふうなことが公然と

行われておる。これらはまことに奇つ怪しきような経営状態なんです。のみならず、数の中には、従業員に対して、市価よりも安く物資を集めて、これを提供するというのを労働協約の中に書いてあるものがあるんです。これはあらゆる点、どこから考えても違法の行為ではないかと思うんです。給与体系からいきまして、あるいは営業ということから考えまして、こういうことはとうてい放任すべきではないと思ふのです。ことに通産行政をお預かりになる通産当局では、これらを十分検討して、急速にしかるべき対策を立てなければならぬと思ひますが、一つ大臣の御所見を伺つておきたい。

○國務大臣(高橋達之助) よほどこれは私の話が誤解されております。これは購買会というものは、今もおつしやつた通り非常に大きな資本がバックについて、いろんな方策を講じますから、これに対しては厳重な規制をしなければならぬ、こういう意味で私は言つたのであります。生協とはおのずから違ふと、その点を申したのであります。もしただいまのそういう御解釈でありましたら、どうぞ誤解でございましてからお直しを願ひたいと思ひます。

○委員長(田畑金光君) 本日の委員会はこれにて散会いたします。

午後五時三十一分散会

三月三十一日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

- 一、石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案(阿具根登君外八名発議)

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律

石炭鉱業合理化臨時措置法(昭和三十年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 事業団は、前項に規定する業務のほか、通産産業大臣の指示に従い、石炭の買取、保管及び売渡の業務を行う。

3 事業団は、前二項に規定する業務のほか、これらの業務に支障を生じない範囲内において、石炭のガス化の研究の促進に関する業務を行うことができる。

第二十八条の次に次の一条を加える。

(区分経理)

第二十八条の二 事業団は、第二十五条第二項の規定による石炭の買取、保管及び売渡の業務については、政令の定めるところにより、毎事業年度、他の業務と会計を区分して経理しなければならない。

第三十六条第一項を次のように改める。

採掘権者又は租鉱権者は、第二十五条第一項の業務に必要な費用にあつては、その納付金をこの法律の施行の日から六年間、また、同条第二項の業務に必要な費用にあつては、その納付金を石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律(昭和三十四年法律第 号)の

施行の日から昭和四十二年三月三十一日までの間、毎年事業団に納付しなければならない。

第三十六条第二項中「納付金の額は、」を「各納付金の額は、それぞれ」に改め、同条第三項中「」について、同条第二項中「」に改め、同条第四項中「前項」を「前二項」に、

「同項に規定する者」についての「納付金」を「これらの項に規定する納付金」に改め、同項、同条第五項及び第六項をそれぞれ同条第五項、第六項及び第七項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 前項に規定する者が納付すべき第二十五条第二項の業務に必要な費用にあつては、その納付金の額は、この法律の施行の日から六年を経過した後においては、第二項の規定にかかわらず、前項の規定の例により算定した額とする。

第三十七条を次のように改める。

(資金の借入)

第三十七条 国は、事業団が第二十五条第二項に規定する石炭の買取及び保管の費用にあつては、資金運用部資金から九十億円を限度として、事業団に対し貸し付けるものとする。

2 事業団は、前項の規定により貸付を受けたときは、償還の方法を定め、通産産業大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

3 通産産業大臣は、前項の認可をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

4 事業団は、第一項の場合を除き、資金の借入をしようとするときは、通産産業大臣の認可を受けなければならない。

第五十三条第一項を次のように改める。

通産産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対し、その業務に關し報告をさせ、又はその職員に、事業団、租鉱権者若しくは租鉱権者の事務所、倉庫若しくは事業場に立ち入り、事業団の帳簿書類その他の物件若しくは第六十二条の二第四項の規定により保管する石炭の保管状況を検査させることができる。

第六十二条の次に次の一条を加える。

(事業団の石炭買取に関する指示等)

第六十二条の二 通産産業大臣は、前条第一項の規定による指示に基く生産数量の制限に係る共同行為のみをもつてしては同項に規定する事態を克服することが困難であると認めるときは、租鉱権者又は租鉱権者に対し、同項の規定による指示をするとともに、石炭鉱業審議会の意見をきいて、事業団に対し、租鉱権者又は租鉱権者からその生産した石炭を買い取るべき旨の指示をすることが出来る。

2 通産産業大臣は、前項の場合において、事業団が資金運用部資金から貸付を受けることが必要であると認めるときは、あらかじめ、

大蔵大臣に協議しなければならない。

3 事業団は、第一項の規定による指示を受けたときは、その指示に従つて石炭を買い取らなければならない。

4 事業団は、前項の規定により買取つた石炭を通産産業大臣の指示に従つて保管しなければならない。

5 事業団は、通産産業大臣が石炭鉱業審議会の意見をきいてする指示によるものでなければ、前項の規定により保管する石炭を売り渡してはならない。

6 第一項及び前項の規定による指示は、買取又は売渡の時期及び石炭の種類、数量、価格その他必要な事項を定めて行う。

第六十三条第一項中「前条」を「第六十二条」に、「のみをもつてしては」を「及び前条第一項の規定に基く石炭の買取をもつてしては」に、「同項」を「第六十二条第一項」に、「同項」を「これら」に改める。

第六十四条の見出しを「共同行為等の要件」に改め、同条第二項中「又は」を「若しくは」に、「内容は、次の各号に」を「内容又は第六十二条の二第一項の指示の内容は次の各号に、また、同条第五項の指示の内容は第二号に」に改める。

第六十五条中「第一項又は」を「第一項若しくは」に、「内容は前条第二項各号に」を「内容又は第六十二条の二第一項の指示の内容は前条第二項各号に、また、第六十二条の二第五項の指示の内容は前条第二項第二号に」に改める。

第八十九条第二号中「第二十五条第一項」を「第二十五条第一項から第三項まで」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(資金運用部資金法の一部改正)

2 資金運用部資金法(昭和二十六年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項第十一号の次に次の一号を加える。

十二 石炭鉱業整備事業団に対する貸付